

ベトナム 2005年 教育法



訳 近田 政博

ベトナム 2005 年教育法

訳 近田 政博

目次

本書の見方（訳注）	2
ベトナム 2005 年教育法の概要	3
第 1 章 総則	7
第 2 章 国民教育制度	12
第 3 章 その他の学校・教育機関	24
第 4 章 教員	32
第 5 章 学習者	36
第 6 章 学校、家庭、社会	39
第 7 章 国の教育管理	41
第 8 章 褒賞および罰則	46
第 9 章 施行に関する条項	47

付録

1. ベトナム 1998 年教育法と 2005 年教育法の構成	51
2. ベトナム 1998 年教育法の概要	52
3. ベトナム 1998 年教育法（翻訳改訂版）	53
訳者あとがき	92
訳者略歴	94

本書の見方

(訳注)

- ・各条項の見出しの後ろにあるカッコ書き数字は、1998 年教育法において元となっている条項を指しています。2005 年教育法で新規追加された条項は、(新規)と記載されています。
- ・本文の太字部分は、2005 年教育法における変更・追加部分です。
- ・ベトナム語の教育用語は、できるだけ日本の学校教育制度で法的あるいは標準的に用いられている単語に置き換えました。

例

カッコ内の数字は、この条文が1998年教育法の第10条をもとにしていることを意味します。

<p><u>第11条 義務教育</u> (10)</p> <p>1. 小学校教育と中学校教育は義務教育である。国は義務教育の計画を決定し、全国に義務教育を普及させるための条件を保障する。</p> <p>2. 規定の年齢に達したすべての公民は、義務教育の水準を達成すべく、学習する義務を有する。</p> <p>3. 家庭は規定の年齢に達した家族の構成員に対して、義務教育の水準を達成する</p>
--

太字の部分は、1998年教育法から変更・新規追加された部分を指しています。

ベトナム 2005 年教育法の概要

1. ベトナムでは2005年5～6月に開催された第11期国会において教育法の改正案が可決され、翌2006年1月に施行された。この改正教育法は部分的な修正ではなく、ほぼすべての内容にわたる全面的な改正となっている。1998年教育法が市場経済化という大きな方向の中で教育普及をどのように促進するかを重視するものであったのに対し、2005年教育法はすでに一定程度普及した教育の質や水準をどのように高めるかという性格が色濃くなっている。つまり、共産党の一党体制における市場経済化という国是は不変ながら、教育行政に関しては規制緩和・量的拡大から規制強化・質の改善へと方向転換がなされつつあると言えるだろう。

2. 本教育法の分量は全9章、120条から成っている。基本的な構成は1998年教育法と同様であるが、2005年教育法の方が10条分多くなっている。特に私立学校および私立学校に関する政策について、65条から68条にわたり新規追加されている。

3. 内容的には、教育活動の当事者である学校や教員および教育行政機関の任務、資格要件、監査内容などについて、より詳細に規定されている。たとえば、教育の認証評価（第17条）、学校評議会（第53条）、教員免許（第77条）などについては、今回の改正で初めて言及されている。義務教育期間は従来の5年間（小学校）から9年間（中学校卒業まで）に延長されている（第11条）。ベトナムの小中学校では新カリキュラムが2002年から、高校では2004年から導入されており、こうした現実状況に合わせる形で、2005年教育法では教育段階ごとにカリキュラムや教科書に関する規定が追加されている。

ハノイ、2005年6月27日

法令公布についての国家主席令

ベトナム社会主義共和国 国家主席

2001年12月25日の第10期国会第10回会期の議決第51号により改正・追加されたベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条および第106条、国会組織法第91条、法令公布法第50条に基づき、

教育法をここに公布する。

本法は、2005年6月14日、ベトナム社会主義共和国第11期国会第7会期にて可決された。

ベトナム社会主義共和国 国家主席
チャン・ドゥク・ルオン

国会

ベトナム社会主義共和国

2005年第11期国会 法令第38号

独立—自由—幸福

ベトナム社会主義共和国国会
第11期第7会期

(2005年5月5日開会、同年6月14日閉会)

教育法

2001年12月25日の第10期国会第10回会期の第51号議決により改正・追加されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、本法は教育について規定する。

第1章 総則

第1条 適用範囲（1）

本教育法は国民教育制度について規定する。国民教育制度とは、国家機関、政治組織および政治・社会組織、人民軍における学校とその他の教育機関、および教育活動に参加する組織・個人を指す。

第2条 教育の目標（2）

教育の目標はベトナム人の全面的な発達にある。道徳、知識、健康、審美眼、職業を備え、民族独立の理想と社会主義に対し忠誠を誓い、公民としての人格と資質、能力を養い、祖国の建設と防衛事業に資する人材の養成を目標とする。

第3条 教育の性質と原理（3）

1. ベトナムの教育は、人民的、民族的、科学的、現代的な性格をもつ社会主義教育であり、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想を基礎とする。

2. 教育活動は、学習と行動を両立する原理、すなわち、教育と生産活動の結合、理論と実践の統合、学校教育と家庭教育および社会教育との結合に基づいて実現されなければならない。

第4条 国民教育制度（6）

1. 国民教育制度は、正規の教育と生涯教育からなる。

2. 国民教育制度の学級、教育水準は、次のように構成される。

a) 就学前教育は、託児所と幼稚園で行われる。

b) 普通教育は小学校、基礎中学校（以下、中学校）と普通中学校（以下、高校）で行われる。

c) 職業教育は、中級職業学校と職業訓練校で行われる。

d) 大学及び大学院教育（以下、大学教育）は短大課程、学士課程、修士課程、博士課程で行われる。

第5条 求められる教育内容・方法（4）

1. 教育の内容は、基礎的、全面的、実際の、現代的、体系的な性質をもち、思想

教育と公民意識を重視し、よき伝統や民族文化のアイデンティティを継承・発揮し、人類の文化的遺産を受け入れ、学習者の世代の心理的・生理的発達に対応するものでなければならない。

2. 教育の方法は、学習者の積極性、自覚性、主体性、創造性を伸ばし、学習者が自ら学ぶ能力、実行力、および学習に専念する気持ちや向上心を養うものでなければならない。

第6条 教育カリキュラム（4を大幅拡充）

1. 教育カリキュラムは教育目標を体現し、標準的な知識・技能・教育内容の範囲及び構造、教育活動組織の方法及び形態について規定し、学年・学級・教育水準ごとの科目に関する教育成果の評価方法を規定する。

2. 教育カリキュラムは現代的・安定的・統一的な性質をもち、各学級や各教育水準を維持し、国民教育制度において教育の水準、分野、形態を区別・統合・変更するための条件を整備する。

3. 教育カリキュラムに規定される教育の内容と技能に対する要求は、普通教育においては教科書によって、職業教育・大学教育・生涯教育においては教科書や教材によって具体化されなければならない。教科書や教材は教育方法の需要に対応しなければならない。

4. 教育カリキュラムは、就学前教育と普通教育では学年制で実施される。職業教育と大学教育では学年制もしくは単位積算方式で実施される。

学習者があるカリキュラムにおいて取得した学習成果もしくは単位は、その学習者が学問分野や学習形態を変更する際、あるいは上の学級やより高い教育水準へ進む場合には、別のカリキュラムにおける科目履修あるいは単位に相当するものとして換算することができる。

教育訓練大臣は単位制による教育カリキュラムの実施について規定する。また、学習成果や単位換算の公認方法について規定する。

第7条 学校およびその他の教育機関での使用言語、少数民族の話法・書法の教育と学習、外国語の教育（5）

1. 学校およびその他の教育機関で正式に用いる言語はベトナム語とする。首相は教育の目標および教育内容に関する詳細な要求に基づき、学校およびその他の教育機

関における外国語の教育・学習について規定する。

2. 国は、少数民族が民族文化のアイデンティティを維持・発展させ、少数民族の生徒が学校およびその他の教育機関で容易に知識を身につけられるように、自らの話法と書法を学ぶ環境を整備する。少数民族の話法と書法の教育および学習は、政府の規定に基づいて実現される。

3. 教育カリキュラムで規定される外国語は、国際交易で広く使われている外国語である。学校及びその他の教育機関における外国語教育は、学習者が継続的に学び、効果を上げられるように保障しなければならない。

第8条 卒業証書(学位)・修了証書(7)

1. 国民教育制度における卒業証書(学位)は、本教育法の規定に基づき、教育の水準に応じて卒業後に授与される。

国民教育制度における卒業証書(学位)の種類は、中学校卒業証書、高校卒業証書、中級職業学校卒業証書、短大課程卒業証書、学士号、修士号、博士号からなる。

2. 国民教育制度における修了証書は、課程修了後の学習成果を確認するために、あるいは学問や職業の水準を向上させるために授与される。

第9条 教育の発展(8)

教育の発展は最重要の国家政策であり、国民の知的水準の向上、人的資源の開発、人材の育成を目指す。

教育の発展は、経済・社会の発展や科学技術の進歩、国防・安全の強化への需要に対応する必要がある。教育の発展は、標準化、現代化、社会化を実施し、教育水準の構造、職業的構造、地域的構造のバランスを取る必要がある。さらに、教育の質と効果を保障した上で、教育規模の拡大を図ること、および学習とその活用を結びつけることが必要である。

第10条 学習する権利と義務(9)

学習は、公民の権利かつ義務である。

すべての公民は、民族、宗教、信仰、性別、出自、家庭、社会的地位あるいは経済状況によって差別されることなく、学習機会が等しく与えられる。

国は教育において社会的公正を実現し、万人が学習できる状況づくりを行う。国と

地方政府は、貧しい人々が学習できるように援助し、優秀な人材が才能を伸ばすための条件を保障する。

国は少数民族の子女、および特別に困難な経済・社会状況にある地域の子女、優遇政策の対象者、身体障害者、傷病者、その他の社会政策の対象者に対し、優先的な教育条件を与えることにより、彼らが自ら学習する権利と義務を保障する。

第11条 義務教育（10）

1. 小学校教育と中学校教育は義務教育である。国は義務教育の計画を決定し、全国に義務教育を普及させるための諸条件を保障する。

2. 規定の年齢に達したすべての公民は、義務教育の水準を達成すべく、学習する義務を有する。

3. 家庭では規定の年齢に達した構成員に対して、義務教育の水準を達成するための学習条件を与える責任を有する。

第12条 教育事業の社会化（11）

教育の発展・学習社会の形成は国家的かつ全国的事業である。

国は教育事業の発展に重要な役割を果たし、学校の形態と教育の方式を多様化させ、公民の動員や組織化、および個人が教育活動の発展に参加することを奨励する。

あらゆる組織、家庭、公民は、教育活動に配慮し、教育目標を達成するために学校と連携し、健全かつ安全な教育環境を作る責任を有する。

第13条 教育への投資（12）

教育への投資は、発展への投資である。

国は教育への投資を優先し、全国の組織や個人、外国に定住するベトナム人、外国の組織や個人が教育に投資することを奨励し、彼らの合法的な権利や利益を保護する。

あらゆる資源を教育に投入する上で、国家予算は重要な役割を果たさなければならない。

第14条 国の教育管理（13）

国は、教育目標、カリキュラム、教育の内容・計画、教員の水準、試験・学位制度・卒業証書に関して国民教育制度を一元的に管理する。国は、教育の質を集中的に管理

し、教育管理上の役割分担・権限委譲を行い、教育組織の自治権、自己責任を強化する。

第15条 教員の役割と責任（14）

教員は教育の質の保障において、決定的な役割を果たす。

教員は常に学習・鍛錬し、学習者のよき模範とならねばならない。

国は教員養成を組織化し、教員を養成する。国は、教員が自らの役割と責任を達成するために必要となる物質的・精神的な諸条件を活用・優遇・保障する政策をとる。国は教員を敬い、教職を尊重する伝統を維持・奨励する。

第16条 教育管理職の役割・責任（新規）

教育管理職は教育活動の組織化・管理・指導において、重要な役割を果たす。

教育管理職は常に学習・鍛錬し、品格・専門水準・管理能力・自己責任を高めなければならない。

国は、教育管理職が自らの役割と責任を果たし、教育事業の発展を保障するために、教育管理職の養成およびその質を高める計画を立てる。

第17条 教育の認証評価¹（新規）

教育の認証評価は、学校およびその他の教育機関について、教育目標・カリキュラム・教育内容の達成度を測るための主要な措置である。

教育の認証評価は全国規模あるいは各教育機関において定期的実施される。認証評価の結果は、透明性を確保し、評価を受けるために一般公開される。

教育訓練大臣は教育の認証評価の実施を指導する責任を有する。

第18条 科学研究（15）

1. 国は学校およびその他の教育機関に、科学技術を組織・応用・普及させ、工業化するための条件づくりを行う。また、国は教育の質的向上のために、および将来的に地域および全国の文化、科学、工業の中心的役割を担うべく、科学研究の教育と生産を結合させる。

2. 学校、その他の教育機関は、教育、科学研究、および社会・経済の発展に寄与するための技術移転において、科学研究機関、生産組織、経営・サービス組織と連携

する。

3. 国は科学研究の発展を優先し、科学教育を応用・普及させる政策をとる。教育に関する方針や政策は、科学研究の成果、およびそのベトナムでの実践に基づいて立案されなければならない。

第19条 学校、その他の教育機関における宗教活動の禁止（16）

国民教育制度における学校その他の教育機関において、および国家機関、政治組織、政治・社会組織、人民軍の教育組織において、宗教的宣伝および宗教的儀式の実施を禁止する。

第20条 教育活動における禁止事項（17）

国の政策や法律を勝手に変更し、国家に背任し、全民族の団結に不和をもたらし、暴力を煽り、侵略戦争を喧伝し、よき伝統を破壊し、迷信や時代遅れの習俗を広め、学習者を社会の悪弊に染めるような教育活動は禁止する。

教育活動を利益追求の目的に利用することを禁ずる。

第2章 国民教育制度

第1節 就学前教育

第21条 就学前教育（18）

就学前教育は、生後3ヶ月から6歳までの乳幼児の保育、世話、教育をしなければならない。

第22条 就学前教育の目標（19）

就学前教育は、乳幼児の発育、情操、知恵、審美眼などの発達を促し、人格の基本を形成し、小学校に入学するための準備を行うことを目標とする。

第23条 就学前教育に求められる内容と方法（20）

1. 就学前教育に求められる内容は、乳幼児の心身の発達を促し、保育、世話、教育の調和を図り、均整のとれた健康で活発な身体を育て、祖先や父母、教師、目上の

人を尊敬・敬愛し、礼儀正しくする心を育て、兄弟姉妹や友人を敬い、正直かつ勇敢で、自然体で、美しいものを愛し、知識の理解を好み、学校に行きたくなるようにさせることである。

2. 就学前教育の主な方法は、乳幼児の全面的発達を促すため、遊戯活動を組織化すること、ならびに模範を示し、集団指導を行い、励ますことである。

第24条 就学前教育のカリキュラム（新規）

就学前教育のカリキュラムは就学前教育の目標を体现し、乳幼児の年齢ごとに保育・世話・教育のニーズを具体化し、乳幼児の発育、情操、知恵、審美眼を発達させる環境を整えるための活動組織について規定し、就学前乳幼児の発達度を評価する方法を示す。

教育訓練大臣は、国家就学前教育カリキュラム審議会の審議結果に基づき、就学前教育のカリキュラムを公布する。

第25条 就学前教育機関（21）

就学前教育は次のように構成される。

1. 生後3ヶ月から3歳までの乳幼児を預かる託児所
2. 3歳から6歳までの幼児を預かる幼稚園
3. 託児所と幼稚園の両方を備える幼児学校の場合、3ヶ月から6歳までの乳幼児を預かる。

第2節 普通教育

第26条 普通教育（22）

1. 普通教育は次のように構成される。

- a) 小学校教育は、第1学年から第5学年までの5年間、入学年齢は6歳である。
- b) 中学校教育は、第6学年から第9学年までの4年間であり、入学するには小学校課程の修了と11歳に達していることが求められる。
- c) 高校教育は、第10学年から第12学年までの3年間であり、入学するには中学校の卒業資格と15歳に達していることが求められる。

2. 教育訓練大臣は、次の場合について規定する。知能の発達が早い生徒が規定の

年齢を下回って就学する場合。経済・社会的に困難な地域の生徒、少数民族の生徒、障害や病気を持つ生徒、体力や知能の発達が遅い生徒、身寄りのない孤児、国の基準を満たす貧困世帯の生徒、および外国から帰国した生徒が規定の年齢を上回って就学する場合。飛び級や留年をする場合。少数民族の児童が第 1 学年に入る前にベトナム語を学ぶ場合。

第 27 条 普通教育の目標 (23)

1. 普通教育の目標は、道徳や知恵、体質、審美眼、基本的な諸技能について生徒の全面的な発達を促し、個人としての能力や積極性・創造性を育むことである。また、社会主義ベトナムにおける個人として人格を形成し、公民としての資格と責任感を育て、進級あるいは労働生活のための準備を行い、祖国の建設と防衛に参加するためである。

2. 小学校教育は、道徳や知恵、体育、審美眼、基本的な諸技能について、児童の正しく長期的発達のための初歩段階の形成を促し、これを中学校へと継承することを目標とする。

3. 中学校教育は、小学校教育の成果をより強固にし、発展させることを目標とする。中学校では基礎的水準の普通教育を行い、技術や職業志向についての基本認識を持ち、高校や中級職業学校、職業訓練校もしくは労働生活へと継承することを目標とする。

4. 高校教育は、中学校教育の成果をより強固にし、発展させ、普通教育を高め、技術や職業志向についての一般的認識を持ち、将来を選択するために個人的能力を発揮する条件を整え、これらを大学や短大、中級職業学校、職業訓練校もしくは労働生活へと継承することを目標とする。

第 28 条 普通教育に求められる内容と方法 (24)

1. 普通教育の内容は、普遍的、基礎的、全面的、かつ職業的志向を有し、体系的であることが求められる。かつ、生活上の実践に結びつき、当該年齢の生徒の生理・心理に適応し、学級ごとの教育目標に対応しなければならない。

小学校教育は、自然や社会や人間について、生徒が必要最低限の知識を習得することを保障しなければならない。また、生徒が聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、計算についての基礎的技能を備え、身体を鍛錬し衛生的に保つ習慣を身につけ、

歌・踊り・音楽・美術についての基本的認識を深めることを保障しなければならない。

中学校教育は、小学校の履修内容を強化し、発展させなければならない。また、生徒がベトナム語や数学、ベトナム民族の歴史についての普通教育の基礎認識を深め、社会科学や自然科学、法律、情報、外国語などの知識を備え、技術や職業的志向に関する必要最低限の認識をすることを保障しなければならない。

高校教育は、中学校の履修内容を強化し、発展させ、普通教育の内容を完成させなければならない。普通教育的かつ基礎的、全面的、職業的志向をもった知識水準を保障するための主要な教育内容に加えて、特定の学問分野では、生徒の能力を高め、学習意欲に応えるために、さらに高度な内容を設定するものとする。

2. 普通教育の方法は、生徒の積極性・自主性・主体性・創造性を養い、学年および学問ごとの特色に対応しなければならない。また、自ら学ぶ方法、チームワークを習得し、知識を実践するための技能を鍛錬し、情操を養い、生徒を学ぶ喜びと感動へと誘うものでなければならない。

第29条 普通教育のカリキュラム、教科書（25）

1. 普通教育のカリキュラムは普通教育の目標を体現し、普通教育の標準的知識と技能、および普通教育内容の範囲と構造、教育活動組織の方法と形態、普通教育の各学年・各学級における諸学問の教育成果の評価方法について規定する。

2. 教科書は普通教育の各学年における諸学問のカリキュラムに規定された内容・知識と技能に関するニーズを具体化し、普通教育の方法へのニーズに対応する。

3. 教育訓練大臣は、各普通教育機関での授業や学習において正式かつ安定的かつ全国一斉に使用するため、国家普通教育カリキュラム・教科書審議会の審議結果に基づき、普通教育のカリキュラムを公布し、教科書を検定する。

第30条 普通教育機関（26）

普通教育機関は次のように構成される。

1. 小学校
2. 中学校
3. 高校
4. さまざまな学級を提供する普通学校
5. 総合技術・職業オリエンテーションセンター

第 3 1 条 小学校課程の修了証明および中学校・高校の卒業証書（27）

1. 小学校の課程を修了し、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした児童については、小学校課程を修了したことを小学校長が児童の成績表に明記する。

2. 中学校の課程を修了し、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした生徒は、各県、区、市単位の教育訓練室長（以下、県レベルという）により、中学校の卒業証書を発行される。

3. 高校のカリキュラムを修了し、教育訓練大臣の定めるすべての条件を満たした生徒は、卒業試験に合格すれば、各省、中央直轄市の教育訓練局長（以下、省レベルという）により、高校の卒業証書を発行される。

第 3 節 職業教育

第 3 2 条 職業教育（28）

職業教育は次のように構成される。

1. 中級職業学校²の就学期間は、中学校卒業者は3～4年間、高校卒業者は1～2年間とする。

2. 職業訓練校の就学期間は、初級レベルは1年以下、中級・短大レベルは1～3年間とする。

第 3 3 条 職業教育の目標（29）

職業教育の目標は、多様な水準の職業的知識と技能をもち、道徳、職業的良心、規律意識、生産方法と健康を備えた労働者を養成することである。これにより、労働者の就職機会を増やし、雇用を創出し、もしくは専門的水準を向上するために就学し続け、社会・経済の発展ニーズを満たし、国防や治安を強化するための条件整備を行う。

中級職業学校は、基本的な職業的知識と実践技能を備え、独立して仕事ができ、創造性をもち、技術を仕事に応用できる労働者を養成することを目指す。

職業訓練校は、生産・サービスに直結する技術を備え、受けた教育水準に合った職業能力を実践する能力を備える人材を養成する。

第34条 職業教育に求められる内容と方法（30）

1. 職業教育の内容は、職業的実践能力の養成を図り、道徳教育を重視し、身体を錬磨し、職業ごとの訓練ニーズに応じて技能を鍛錬し、訓練ニーズに応じて学力水準を高めることである。

2. 職業教育の方法は、学習者が職業的能力を発揮でき、それぞれの職業ニーズに応じて職業能力を伸ばすことができるように、理論的授業と実践技能の鍛錬を調和させることである。

第35条 職業教育のカリキュラム、教科書（31を大幅拡充）

1. 職業教育のカリキュラムは、職業教育の目標を体現し、職業教育の標準的知識・技能・教育内容の範囲と構造、教育の方法・形態、職業教育の科目・分野・水準ごとの教育成果の評価方法について規定し、職業教育以外のカリキュラムとの連携を図る。

教育訓練大臣は、関連省庁の大臣あるいはその長と協力し、中級職業教育カリキュラム審議会の審議結果に基づいて、中級職業教育の指導要領を定める。この指導要領は、各学問分野の内訳・科目数・所要時間、および理論的授業と実践的授業の時間配分、各分野の実習内容を規定する。指導要領に基づき、中級職業学校は自らのカリキュラムを定める。

職業訓練校を管理する国の機関の長は、関連省庁の大臣あるいはその長と協力し、職業訓練校カリキュラム審議会の審議結果に基づいて、職業水準ごとの指導要領を定める。この指導要領は、各学問分野および実習の内訳・分量・科目数と所要時間、理論的授業と実践的授業の時間配分を明らかにし、各分野の目標を示す。指導要領に基づき、職業訓練機関は自らのカリキュラムを定める。

2. 職業教育の教科書は、カリキュラムに規定されている職業教育科目、分野、水準ごとの知識内容や技能に関するニーズを具体化しなければならない。教科書は職業教育の方法についてのニーズに対応しなければならない。

職業教育の教科書は、職業教育機関の校長および職業訓練センターの所長が召集する教科書審議会の審議結果に基づいて、職業教育機関における正式な教育・学習資料として使用すべく、編集・検定作業を受ける。

第36条 職業教育機関（32）

1. 職業教育機関は次のように構成される。

a) 中級職業学校

b) 短大課程、中級教育課程、職業訓練センター、職業訓練室（以下、職業訓練機関と呼ぶ）。

2. 職業訓練機関は独自に組織化される。あるいは、生産組織、経営組織、サービス組織、および他の教育機関と連携して組織化される。

第37条 職業教育の卒業証書・修了証書（33）

1. 初級レベルおよびこれに準ずる職業訓練カリキュラムを修了し、国の管理機関の長が職業訓練について定める条件をすべて満たした生徒は、試験に合格すれば、職業訓練機関の長により職業訓練課程の修了証書が授与される。

2. 中級職業学校のカリキュラムを修了し、教育訓練大臣が定める条件をすべて満たした生徒は、試験に合格すれば、当該学校の校長により中級職業学校の卒業証書を授与される。

3. 中級教育課程の職業訓練カリキュラムを修了し、国の管理機関の長が職業訓練について定める条件をすべて満たした生徒は、試験に合格すれば、当該学校の校長により職業訓練中級課程の卒業証書を授与される。短大課程の職業訓練カリキュラムを修了し、国の管理機関の長が職業訓練について定める条件をすべて満たした学生は、試験に合格すれば、当該学校の校長により職業訓練短大課程の卒業証書を授与される。

第4節 大学教育

第38条 大学教育（34）

大学教育は次のように構成される。

1. 短大課程は専攻分野により2～3年制とし、高校卒業もしくは中級職業学校卒業を入学資格とする。中級職業学校で同じ分野を専攻して卒業した者は、1年間半もしくは2年で短大課程を卒業することができる。

2. 学士課程は専攻分野により4～6年制とし、高校卒業もしくは中級職業学校卒業を入学資格とする。中級職業学校で同じ分野を専攻して卒業した者は2年半～4年間で、短大課程で同じ分野を専攻して卒業した者は、1年半～2年間で大学を卒業することができる。

3. 修士課程は1～2年制とし、大学卒業を入学資格とする。

4. 博士課程は、大学卒業者の場合は4年制とし、修士課程修了者の場合は2～3年制とする。特別の場合、博士課程の期間は教育訓練大臣の規定により、延長することができる。

特定の専門分野においては、首相は修士課程、博士課程に相当する水準の教育について具体的に定めることができる。

第39条 大学教育の目標（35）

1. 大学教育は、学生に政治的品性と道徳、人民奉仕の意識を持たせ、その教育程度に応じて、職業についての見識と実践能力を養うことを目標とする。また、健康な身体をもち、祖国の建設と防衛に資する人材の養成を目標とする。

2. 短大課程では、専門知識ならびに基本的な実践技能、および専攻分野における一般的諸問題の解決を図る能力を養うことを目標とする。

3. 学士課程では、専門知識ならびに熟練した実践技能、自立的・創造的に働く能力、および専攻分野における一般的諸問題を解決する能力を養うことを目標とする。

4. 大学院修士課程では、理論的基礎と高度の実践能力、自立的・創造的に働く能力、および専攻分野における諸問題を発見・解決する能力を養うことを目標とする。

5. 大学院博士課程では、高度の理論・実践能力、独立して創造的に研究を遂行する能力、および科学技術の新たな諸問題を発見・解決し、科学研究や専門的活動を指導する能力を養うことを目標とする。

第40条 大学教育に求められる内容・方法（36）

1. 大学教育の内容は、現代的・発展的性格を持ち、ならびに一般教養、外国語、情報通信と専門分野の知識、マルクス・レーニン主義やホーチミン思想の諸領域を合理的に構造化し、よき伝統を継承・発展させ、国民文化をより深化させ、地域や世界共通の水準に対応することが求められる。

短大課程は、一般教養と必須の専門知識を十分に提供し、基礎技能および専門的活動を行う能力の養成を保障しなければならない。

学士課程は、一般教養と比較的高度な専門的知識を十分に提供し、労働についての科学的方法論を教授し、理論を専門的活動に援用する能力の養成を保障しなければならない。

修士課程では、学士課程で学んだ知識を補足・高度化させ、学際的知識を深め、専

門職としての活動および専攻分野の科学研究を遂行するに十分な能力の獲得を保障しなければならない。

博士課程では、学生が基礎知識を完成・高度化させ、専門分野の知識を深く理解し、独自の科学研究活動および専門職としての活動を遂行するのに十分な能力の獲得を保障しなければならない。

2. 短大課程・学士課程の方法は、学習への自覚意識を高め、自ら学び、自ら研究する能力を養い、創造的思考を発展させ、実践的技能を養い、研究・実験・応用に参加する状況を作ることを重視する。

修士課程の教育方法は、授業に加えて自己学習および自己研究を総合して実行され、実践能力ならびに専門分野における諸問題の発見・解決能力を高めることが重視される。

博士課程の教育方法は、教員および研究者の指導のもとで、基本的には自己学習および自己研究によって実行される。科学研究の実践能力を養い、専門分野における諸問題を発見・解決するための創造的思考力の養成が重視される。

第41条 大学教育のカリキュラム、教科書（37）

1. 大学教育のカリキュラムは、大学教育の目標を体現し、大学教育の標準的知識、技能、大学教育内容の範囲と構造、教育の方法と形態、および大学教育の学問・分野・水準ごとの教育成果の評価方法を規定し、他の教育課程のカリキュラムと連携することを保障する。

教育訓練大臣は、大学教育カリキュラムに関する国家審議会の審議結果に基づいて、短大課程および学士課程の指導要領を定める。この指導要領は、各学問分野の内訳、所要時間、各学問および理論と実践の教育時間配分を規定する。指導要領に基づき、短大・大学は自らのカリキュラムを定める。

教育訓練大臣は、修士課程と博士課程の教育について、その知識の量、カリキュラムの構造、論文、レポートについて規定する。

2. 大学教育の教科書は、各科目、教育分野、教育水準ごとにおいて、カリキュラムに規定された知識の内容、技能に関するニーズを具体化する。

短大・大学の学長は、各学問の教科書を正式に使用するために、各学長が召集する教科書審議会の審議結果に基づいて、これを組織的に編集・検定する責任を有する。また、教育・学習に十分な教科書を用意する。

教育訓練省大臣は、各短大・大学で共通に用いる教科書を編集・検定する責任を有する。

第42条 大学教育機関（38）

1. 大学教育の機関は次の通りである。

a) 短大は、短大課程を開設する。

b) 大学は、首相の許可があれば、短大課程、学士課程、修士課程、博士課程を開設することができる。

科学研究院は、首相の許可があれば博士課程を、および大学との協力に基づいて修士課程を開設することができる。

2. 大学教育機関は次のような条件を満たせば、博士課程教育を行うことができる。

a) 教育カリキュラムの設計・実施、論文審査委員会の組織化に関して、十分な人数の教授、准教授、博士を有すること。

b) 博士課程教育の要求を満たす施設、設備があること。

c) 科学研究を実践した経験を持ち、国家レベルの科学研究プログラムにおいて特定テーマの研究任務を遂行し、科学研究に従事する人を教育・養成した経験を持つこと。

3. 各種大学の具体的な設置形態については、政府がこれを定める。

第43条 大学教育の学位（卒業証書）（39）

1. 短大課程を修了した学生は、卒業試験に合格し、教育訓練大臣の規定を満たせば、短大あるいは大学の学長によって卒業証書が授与される。

2. 学士課程を修了した学生は、試験もしくは卒業論文審査に合格すれば、教育訓練大臣の規定により、大学の学長によって学士号が授与される。

学士課程の工学分野を修了した学生には、工学士の学位が授与される。建築学では建築学士、医学・薬学では医学博士・薬学博士および学士の学位が授与される。基礎科学ならびに教育学、法学、経済学などの場合は、学士が授与される。

3. 修士課程を修了した学生は、修士論文審査に合格し、教育訓練大臣の規定を満たせば、大学の学長によって修士号が授与される。

4. 博士課程を修了した学生は、博士論文審査に合格し、教育訓練省大臣の規定を満たせば、大学の学長もしくは科学研究院の院長によって博士号が授与される。

5. 教育訓練省大臣は、本法第42条第1項に規定されたベトナム国内の大学教育

機関が、外国の大学教育機関と連携する時、その学位授与の責任と権限を規定する。

6. 特定の専門分野における修士課程、博士課程相当の学位については、首相がこれを規定する。

第5節 生涯教育

第44条 生涯教育³ (40)

生涯教育は、仕事をもつ人が誰でも、生涯にわたって教育を受けられるようにし、人格を完成させ、知識を広げ、学問・専門・職業上の水準を高めることを支援する。これにより、生活の質を改善し、仕事を見つけ、自分で仕事を創り出し、社会生活に適応することが求められる。

政府は生涯教育を発展させ、万人が教育を受けられるようにし、学習社会を築く政策をとる。

第45条 生涯教育に求められるプログラム・内容・方法 (41)

1. 生涯教育は、次のプログラムによって実行される。

a) 文盲撲滅プログラムとその継続教育

b) 学習者の要求に対応する教育プログラム、および最新の知識・技能を獲得し、技術移転を行うための教育プログラム

c) 専門的・職業的能力の水準を高める訓練プログラム

d) 国民教育制度の卒業証書を授与される教育プログラム

2. 国民教育制度の卒業証書を授与される生涯教育プログラムの実施形態は次の通りである。

a) 現職教育

b) 遠隔教育

c) 指導に基づいた自己学習

3. 本条第1項 a、b、cにおいて定められた各プログラムの教育内容は、実際の性質をもち、学習者の労働・生産能力を高め、社会活動を活発にし、生活の質を向上させるものでなければならない。

本条第1項 d で定められたプログラムの教育内容は、本法第29、35、41条で定められた教育カリキュラムの内容、教育水準の要求に対応しなければならない。

4. 生涯教育の方法は、教育・学習効果の質を高めるために、学習者の主体的役割を高め、その経験を活用し、自己学習能力の養成を重視し、現代的な施設および情報技術を導入しなければならない。

5. 教育訓練大臣、職業訓練に関する国の管理機関の長は、規定の審査結果に基づき、生涯教育のプログラム・教科書・教材について具体的に定める。

第46条 生涯教育機関（42）

1. 生涯教育の機関は次のように構成される。

- a) 省レベルおよび県レベルで組織される生涯教育センター
- b) 村落単位で行われる共同学習センター(以下、村落レベルという)

2. 生涯教育のプログラムは、普通教育機関、職業教育機関、大学教育機関、マスメディアによっても実行される。

3. 生涯教育センターは、本法第45条第1項に規定された生涯教育プログラムを実施するが、中級職業学校の卒業証書、短大課程の卒業証書、および大学の学位を授与するためのカリキュラムを実施できない。共同学習センターは、本法第45条第1項a、bにおいて規定された教育プログラムを実施する。

4. 普通教育機関、職業教育機関、大学教育機関は、生涯教育プログラムを実施する時も、本来の任務に支障をきたしてはならない。その実施は、国の教育管理機関の許可に基づいて、本法第45条第1項dで規定された教育プログラムを行う場合に限られる。大学教育機関が短大課程や大学の卒業証書を授与される生涯教育プログラムを実施するのは、地方の教育組織すなわち、大学・短大・中級職業学校・県レベルの生涯教育センターなどと連携する場合のみに認められる。また、地方の教育組織が短大・大学水準の教育を行うには、施設・設備・管理職に関する必要条件を満たさなければならない。

第47条 生涯教育の卒業証書・修了証書（43）

1. 中学校を修了し、教育訓練大臣の定める条件を満たす者は、中学校の卒業証書を授与される。

上記の中学校修了者を除き、本法第45条第1項dにおいて規定された教育プログラムを学んだ学習者は、次の条件をすべて満たし、卒業試験に合格すれば、卒業証書を授与される。

a) 学習者の審査権を持ち、相応の教育水準を満たしている教育機関に在籍していること。

b) 所定のカリキュラムを修了し、そのカリキュラムにおいて十分な学習成果を挙げ、教育訓練大臣の定める卒業試験の受験資格を満たしていること。

生涯教育の修了証に関する審査は、本法第 3 1、3 7、4 3 条において定められた学位・卒業証書の審査と同様に規定される。

2. 本法第 4 5 条第 1 項 a、b、c において定められた各教育プログラムを修了し、教育訓練大臣の定める条件を満たす者は、審査に合格すれば、生涯教育の修了証書が授与される。

生涯教育センター長は生涯教育の修了証書を授与する。

第 3 章 その他の学校・教育機関

第 1 節 学校の組織と活動

第 4 8 条 国民教育制度における学校 (4 4)

1. 国民教育制度における学校は、次の形態によって組織される。

a) 国が設立し、施設整備に投資し、経常的経費を支出する公立学校。

b) 地域社会が設立し、施設整備に投資し、活動経費を支出する私立学校。

c) 社会組織、社会・職業組織、経済組織あるいは個人が設立し、国家予算以外の資本から施設整備に投資し、活動経費を支出する私立学校。

2. 国民教育制度におけるあらゆる形態の学校は、教育事業を発展させるために、国のプロジェクトや計画に基づいて設立される。国は、公立学校が国民教育システムにおいて中核的役割を果たすための条件を整備する。

学校の設立もしくは設置認可の条件・手続き・審査は、本法第 5 0 条・第 5 1 条において規定される。

第 4 9 条 国家機関の学校、政治組織および政治・社会組織の学校、人民軍の学校 (4 5)

1. 国家機関の学校、政治組織および政治・社会組織の学校は、管理職および公務員を訓練・養成する任務を有する。人民軍の学校は、士官、下士官、職業軍人、国防

労働者を訓練・養成する任務を有し、国防と治安に関する任務および知識を備えた国家指導者および管理職を養成する。

2. 政府は、国家機関の学校、政治組織、政治・社会組織、人民軍の学校について具体的に定める。

第50条 学校の設置（46）

1. 学校を設置する条件は以下の通りである。

a) 十分な人数、同一の構造、資質・教育水準の条件を満たし、教育目的やカリキュラムの実現を保障するための管理職や教員を有する。

b) 学校を運営するために必要な敷地、設備、財源を有する。

2. 本法第51条に規定される審査権を有する者は、教育発展の需要に基づき、公立学校の設立を決定する。もしくは私立学校および私立学校の設置認可を決定する。

第51条 学校の設置審査もしくは設置認可、活動停止、併合、分離・分割、解体に関する審査（47）

1. 公立学校の設置審査および私立学校や私立学校の設置認可は次のように規定される。

a) 県人民委員会主席は、託児所、幼稚園、小学校、中学校、半寄宿制の普通民族学校について決定する。

b) 省人民委員会主席は、高校、寄宿制の普通民族学校、および省に所属する中級職業学校について決定する。

c) 大臣、中央省庁に準ずる機関の長は、直属の中級職業学校について決定する。

d) 教育訓練省大臣は、短大と大学予科について決定する。職業訓練に関する国家管理機関の長は、職業短大について決定する。

e) 首相は、大学について決定する。

2. 学校の設置審査もしくは設置認可を行う者は、学校の活動停止、併合、分離・分割、解体について審査することができる。

首相は、大学の設置、活動停止、併合、分離、分割、解体に関する手続きについて、具体的に定める。

教育訓練大臣、職業訓練に関する国家管理機関の長は、その他の学校設立、活動停止、併合、分離、分割、解体に関する手続きについて、具体的に定める。

第52条 学校の条例（48）

1. 学校は、本法の規定および学校の条例に基づいて組織され、運営される。
2. 学校の条例は、次のような内容を主とする。
 - a) 学校の任務と権限
 - b) 学校における各教育活動の組織
 - c) 教員の職務と権利
 - d) 生徒の任務と権利
 - e) 学校組織と管理
 - f) 学校の会計と財産
 - g) 学校と家庭・社会との関係
3. 首相は大学条例の公布を行う。教育訓練大臣、職業教育に関する国の管理機関の長は、審査に基づき、その他の教育段階における学校の条例を公布する。

第53条 学校評議会（新規）

1. 公立学校の評議会、私立学校もしくは私立学校の理事会は（以下、これらを学校評議会と呼ぶ）、学校の運営方向を決定し、学校の資源を利用・監査し、学校を地域や社会と結びつけ、教育目標の実現を保障するという点において、主たる責任を負う組織である。
2. 学校評議会は次の任務を担う。
 - a) 学校発展の目標、戦略、各草案、発展計画を決議する。
 - b) 学校の組織や活動に関する規定の制定、もしくは規制の改正・補充について決議し、決議内容を審査機関に提出する。
 - c) 学校の財政・財産に関する運用方針を決議する。
 - d) 学校評議会の各議決内容の実施状況、および学校活動において民主的に規定された内容の実施状況について監査する。
3. 学校評議会の設立手続き、組織構成、詳細な権限・任務については、学校の条例に規定される。

第54条 学校長（49）

1. 学校長は学校の各活動について主たる管理責任を有し、国家機関によって審査・承認・任命される。

2. 国民教育制度における学校の長は、学校管理業務について専門的訓練・研修を受けなければならない。

3. 大学における学長の規準・職務・権限、および承認・任命手続きについては、首相が規定する。その他の教育段階の学校長については、教育訓練大臣が定める。職業教育機関の学校長については、職業訓練に関する国家管理機関の長が規定する。

第55条 学校の諮問会議（50）

学校の諮問会議は、校長によって召集され、管理職・教員・学校における各組織の代表者の意見を集約し、校長の責任・権限に関する職務を遂行する。各諮問会議の組織と活動は、学校の条例の中に規定される。

第56条 学校における党組織（51）

学校におけるベトナム共産党組織は学校を指導し、憲法と法律の範囲内で活動を行う。

第57条 学校における団体と社会組織（52）

学校活動における団体や社会組織は、法律の規定に基づき、本法に定められた教育目標の実現に貢献する責任を有する。

第2節 学校の任務と権限

第58条 学校の任務と権限（53）

学校の任務と権限は次の通りである。

1. 教育目標やカリキュラムに基づく、教授・学習、その他の教育活動の組織化。審査に基づく卒業証書（学位）・修了証書の確認もしくは授与。
2. 教員、管理職、職員の採用と管理。教員、管理職、職員に対し審査権を有する国の管理機関が職場配置を行うこと。
3. 入学者の選抜と管理。
4. 法律の規定に基づく、各資源の動員・管理・運用。
5. 標準化・現代化の要求に基づき、施設を整備。
6. 教育活動における学習者の家族、組織、個人との連携。

7. 教員、管理職、職員、学習者の社会活動への参加を組織化。

8. 教育の質を自己評価し、教育認証評価の権限を有する機関によって教育の認証評価を受けること。

9. 法律の規定に基づき、その他の任務や権限。

第59条 科学研究や社会奉仕における中級職業学校、短大、大学の任務と権限（54）

1. 中級職業学校、短大、大学は本法第58条に定められた任務・権限に加え、次の任務が課せられる。

a) 科学研究、技術の応用・発展・移転、地方および全国の経済・社会に関する諸問題の解決に寄与する。

b) 科学面でのサービスを実施し、法律に基づいて生産・経営を行う。

2. 本条第1項に定められた任務を実行する時、中等職業学校、短大、大学は次の権限を有する。

a) 法律の規定に基づいて、国から土地の提供もしくは貸与、インフラの提供もしくは貸与、税金の減免、融資などを受けること。

b) 教育の質を向上させ、訓練内容とその実践の関係を緊密にし、経済・社会の発展事業に寄与し、学校財源を補うため、経済、教育、文化、体育・スポーツ、保健、科学研究を行う組織間の連携を図ること。

c) 法律の規定に基づいて、経済活動で得た収入を、学校のインフラ建設への投資、および生産、経営、教育活動への支出の拡充にあてる。

第60条 中級職業学校、短大、大学の自主権、自己責任（55）

中級職業学校、短大、大学は、法律および学校の条例の定めるところにより、次の諸活動において自主権と自己責任を有する。

1. 認定された各専門分野におけるカリキュラム、シラバス、教育・学習計画の作成。

2. 入学定員の策定、入学者選抜や教育プロセスの組織化、卒業認定と卒業証書（学位）授与。

3. 学校機構の組織化。教員・管理職・職員の採用・管理・活用・処遇。

4. 各資源の動員、管理、運用。

5. 政府の規定に基づいた、全国および外国における経済、教育、文化、体育・スポーツ、保健、科学研究の組織間協力。

第3節 各種の特殊学校

第61条 寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級（56）

1. 国は、少数民族の子女、特別に困難な経済・社会状況にある地域に長期定住している各民族の子女を対象に、当該地域の指導者養成を目的として、寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級を設立する。

2. 寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級は、教員の配置や設備投資、予算において優先される。

第62条 専門高校、才能学校（57）

1. 優秀な学業成績を修めた生徒を対象として、高校段階に専門高校が設立される。専門高校は、全人的な普通教育を前提とし、特定の学問分野において各生徒の特別な才能を伸ばすことを目的とする。

芸術系、体育・スポーツ系の才能学校は、各領域における生徒の才能を伸ばすことを目的とする。

2. 国は、国が設立した専門高校と才能学校に対する教員の配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。国は、組織や個人が設立した才能学校に対し、優遇政策をとる。

3. 教育訓練大臣は、省庁に準ずる関連機関の大臣と連携して、専門高校、才能学校におけるカリキュラムおよび学則の決定・公布を行う。

第63条 障害者・傷病者のための学校・学級（58）

1. 国は障害者・傷病者のための学校を設立し、組織や個人が障害者・傷病者のための学校を設立することを奨励する。この学校は、障害者・傷病者の機能回復を図り、一般教養や職業技能について学習し、地域社会との調和を図ることを目的とする。

2. 国は、国によって設立された障害者・傷病者のための学校に対する教員配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。国は、組織や個人が設立した障害者・傷病者のための学校・学級に対し、優遇政策をとる。

第64条 少年院（59）

1. 少年院は、法律に違反した青少年を教育することを任務とする。少年院では、前記の青少年を鍛錬し、その健康を増進し、善良ならしめ、社会生活に復帰する能力を養う。
2. 公安大臣は、教育訓練大臣や労働・戦傷者・社会大臣と連携し、少年院の教育カリキュラムを規定する責任を有する。

第4節 私立学校および私立学校に関する政策

第65条 私立学校および私立学校の任務・権限（新規）

1. 私立学校および私立学校は、教育の目標、内容、カリキュラム、方法の実施において、および入学者選抜、教育、学習、試験、小テスト、卒業認定、卒業証書や学位授与に関する規定の施行において、公立学校と同等の任務・権限を持つ。
2. 私立学校および私立学校は、教育目標を実現するために、学校発展に関するプロジェクトや計画に対して自主性・自己責任を持ち、各教育活動を組織し、教員を採用し、その能力を開発し、各資源を動員・運用・管理する。
3. 私立学校、私立学校、公立学校により授与される卒業証書や学位は、法的に同等の価値を持つ。
4. 私立学校および私立学校は、政府の規定に基づき、教育に関する国の管理機関による管理を受ける。

第66条 財政制度（新規）

1. 私立学校および私立学校は、独立採算の原則に基づき、自ら収支の均衡に努め、会計・監査に関する法律の規定を実施する。
2. 私立学校および私立学校の収入は、学校での必要な活動に支出するため、国家予算に対する義務を果たすため、学校の発展に投資する基金およびその他の基金の設立のために用いられる。余剰金は出資比率に基づき、出資した構成員に配分される。
3. 私立学校および私立学校は財務内容を公開し、地方において審査権をもつ教育管理機関および財政機関に対して、財務内容を毎年報告する責任を有する。

第67条 財産所有権、資本の引き出しと譲渡（新規）

国立学校の財産・財政は、地域コミュニティに属する。私立学校の財産・財政は、出資した構成員に属する。国立学校および私立学校の財産・財政は、法律の規定に基づき、国によって保護される。

私立学校における資本の引き出しおよび譲渡は、学校の安定と発展を保障するために、政府の規定に基づいて実施される。

第68条 優遇政策（新規）

国立学校および私立学校は、国が依頼する任務を遂行する時、国から土地の交付または貸与、施設・設備の交付または貸与、および予算助成を受ける。これらの学校は、税金や融資に関してさまざまな優遇政策を受ける。国立学校および私立学校は、本法第89条において規定された学習者に対する政策を実施するために、国からの経費助成を保障される。

政府は国立学校および私立学校に対し、優遇政策を具体的に規定する。

第5節 その他の教育機関の組織と活動

第69条 その他の教育制度（60を全文書き換え）

1. 国民教育制度に属するその他の教育機関は次のように構成される。

a) 生産・経営・サービス機関の中で組織されている次のようなクラス。保育所・託児所、幼稚園の独立クラス、文盲撲滅クラス、外国語クラス、コンピュータクラス、学校に行けない困難な状況の児童のためのクラス、障害者・傷病者のためのクラス、職業訓練クラス、中級職業学校のクラス。

b) 総合技術・職業指導センター、職業訓練センター、生涯教育センター、共同学習センター。

c) 博士課程、もしくは修士課程を大学と連携して提供する科学研究院。

2. 科学研究院は、大学と連携して修士課程を提供する任務を首相から受ける場合、教育を実施する上で、大学との契約に調印する責任をもつ。

3. 教育訓練大臣は、本条第1項bにおいて規定された、その他の教育機関の組織と活動に関する規則を公布する。本条第1項aにおいて規定された、その他の教育機関の組織・活動の原則を定める。本条第1項cにおいて規定された、その他の教育機

関が教育面で連携する場合の原則を定める。

第4章 教員

第1節 教員の職務と権利

第70条 教員（61）

1. 教員とは学校もしくはその他の教育機関において、授業や教育の任務を遂行する者をいう。
2. 教員は次の規準を満たさなければならない。
 - a) よい資質、道徳、思想を有していること
 - b) 教員としての専門的な能力について、十分な水準の訓練を受けていること
 - c) 教員として十分な健康を有すること
 - d) 本人の履歴が明らかであること
3. 就学前教育、普通教育、職業教育段階における教師を教員と称する。大学教育段階における教師を講師と称する。

第71条 教授および准教授（62）

教授および准教授は、大学教育機関で教授を行う教員の職名である。

首相は、教授および准教授の職名の任免について、その規準と手続きを定める。

第72条 教員の任務（63）

教員の任務は次の通りである。

1. 教育目標・原理に基づいて教育および授業を行い、十分かつ質の高い教育カリキュラムを実施する。
2. 公民としての義務、および法律の規定や学校の条例を遂行する上で、よき模範となること。
3. 教師の質、威信、名誉を維持し、学習者の人格を尊重し、彼らを公平に扱い、その正当な権利と利益を擁護すること。
4. 道徳的な質や政治的水準、および専門的・職業的水準を向上させ、教育方法を改善するため、不断の学習と鍛錬を行うこと。

5. その他の任務は、法律の規定に基づく。

第73条 教員の権利（64）

教員は次のような権利を有する。

1. 専門分野の授業を行うこと。
2. 教育・訓練の水準を高め、専門家を養成すること。
3. 学校その他の教育機関および科学研究機関が、所定の任務を果たす限りにおいて、客員講師の招聘や科学研究を行う契約を結ぶこと。
4. 品性や名誉を保護すること。
5. 教育訓練大臣の定めるところにより、夏季休暇、旧正月休暇、学期休暇をとり、また労働法の定めるところにより、その他の休暇をとること。

第74条 客員講師の招聘（65）

1. 教育機関は、本法第70条第2項の定めるところにより、十分な基準を満たす者を招聘し、客員講師の資格のもとに教授させることができる。
2. 客員講師は、本法第72条に規定された任務を遂行しなければならない。
3. 管理職や公務員が客員講師をする場合、本務校における職務に支障をきたしてはならない。

第75条 教員が行ってはならない事項（新規）

教員は次のことを行ってはならない。

1. 学習者の名誉や品性を汚し、身体を傷つけること。
2. 入学者選抜や入学試験における不正行為、学習者の勉学・修練の結果を故意に不当評価すること。
3. 教育内容を歪曲すること。
4. 収入を増やすために生徒に補習を強制すること。

第76条 ベトナム教師の日（66）

毎年11月20日をベトナム教師の日とする。

第2節 教員の訓練と養成

第77条 教員に必要な資格（67）

1. 教員に必要な資格は次のように規定される。

a) 就学前教育と小学校の教員は、中級師範学校の卒業資格を必要とする。

b) 中学校の教員は、師範短大の卒業資格、もしくは短大卒業資格と教員免許状⁴を必要とする。

c) 高校の教員は、師範大学の卒業資格、もしくは大学の卒業資格と教員免許状を必要とする。

d) 職業訓練校の指導教員は、中等職業学校、職業訓練短大の卒業資格、もしくは高い技術をもつ職人や熟練労働者であることを必要とする。

e) 中等職業学校の教員は、師範大学もしくは大学卒業資格と教員免許状を必要とする。

f) 短大および大学の教員は、大卒以上の資格と教員免許状を必要とする。修士課程において教授し、修士論文を指導する教員は、修士学位以上の資格を必要とする。博士課程において教授し、博士論文を指導する教員は、博士学位を必要とする。

2. 教育訓練大臣、職業訓練に関する国の管理機関の長は、必要な資格を満たしていない教員の養成・採用について規定する。

第78条 師範学校（68）

1. 国は、教員および教育管理職の訓練・養成のために、師範学校を設立する。

2. 師範学校は、教員の採用、管理職の配置、インフラ整備、寄宿施設、教育経費の面で優遇措置を受ける。

3. 師範学校は、教育実践のための附属学校・附属施設を有する。

第79条 短大および大学の教員（69）

短大・大学の教員は、大学を優秀な成績で卒業し、高い能力を備え、良い品性を持つ学生、そして学士、修士、博士の学位を有し、教育の実践経験を有し、教職に就くことを希望する人を優先的に採用する方式をとる。短大・大学の教員は、授業を行う前に、教授法に関する研修を受けなければならない。

教育訓練大臣は教員養成のカリキュラムを公布する。

第3節 教員に対する政策

第80条 専門分野・教職に関する研修（70）

国は、教員の能力水準を高め、その標準化を図るため、専門分野および教職に関する研修を設ける政策をとる。

専門分野や教職能力を高めるための研修を受けた教員は、政府の定める給与と諸手当を受けることができる。

第81条 給与（71）

政府の規定により、教員は給与、教職手当およびその他の諸手当を受ける。

第82条 特殊学校および経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の学校に勤務する教員および管理職に対する政策（72）

1. 専門高校、才能学校、寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備校、障害者・傷病者のための学校、少年院、その他の特殊学校に勤務する教員および管理職は、政府の定める手当および各種の優遇措置を受けることができる。

2. 経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の学校に勤務する教員および管理職は、各レベルの人民委員会によって住居手当が支給され、政府の定める手当および各種の優遇措置を受けることができる。

3. 国は、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域に、教員および管理職を異動させる政策をとる。すなわち、恵まれた地域の教員および管理職が、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の学校に異動することを奨励し、そのための優遇措置を講ずる。国は、このような地域において教員および管理職が安心して勤務できるように条件整備を行う。国は、教育・学習の質を高めるために、少数民族が住む地域に勤務する教員および管理職が少数民族の言語を学習できるような措置を講ずる。

第5章 学習者

第1節 学習者の任務と権利

第83条 学習者（73）

1. 学習者とは、国民教育制度における教育機関に就学する者を指す。学習者の定義は次の通りである。

- a) 就学前教育機関に在籍する児童
- b) 普通教育機関、職業訓練室、職業訓練センター、中等職業学校および大学予備級に在籍する生徒
- c) 短大・大学に在籍する学生
- d) 大学院4土課程に在籍する学生
- e) 大学院博士課程に在籍する学生
- f) 生涯教育のプログラムを履修する学生

2. 本法の第85、86、87、88、89、90、91および92条の規定は、本条第1項のb、c、d、e、fに該当する学習者に適用される。

第84条 就学前教育機関に在籍する幼児の権利および幼児に対する政策（新規）

1. 就学前教育機関に在籍する幼児は以下のような権利を有する。

- a) 教育訓練省が定める就学前教育の目標、計画に基づき、世話・養育・教育を受けること。
- b) 入学後すぐに公立医療機関で身体検査を受け、無料で健康診断・治療を受けること。
- c) 公共の遊戯・娯楽施設において割引措置を受けること。

2. 政府は就学前教育機関に在籍する児童に対する政策を規定する。

第85条 学習者の任務（74）

学習者は次のような任務を有する。

- 1. 学校およびその他の教育機関のカリキュラムや教育計画に基づいて、学習や鍛錬の任務を遂行すること。
- 2. 学校およびその他の教育機関において教員・管理職・職員を尊重し、学習・鍛錬

錬において団結し、助け合い、学校の内規や条例を実践し、国の法律を実行すること。

3. 年齢、健康状態、能力に応じて、労働や社会活動、環境保護活動に参加すること。
4. 学校およびその他の教育機関の財産を維持、保持すること。
5. 学校およびその他の教育機関の伝統づくりに貢献し、これを保持・発展させること。

第86条 学習者の権利（75）

学習者は次のような権利を有する。

1. 学校およびその他の教育機関によって尊重され、平等な扱いを受け、自らの学習・鍛錬に関する十分な情報を提供されること。
2. 年齢相当よりも前段階の教育を受けること、飛び級および短縮カリキュラムを受けること、規定年齢を上回る年齢で履修すること、在学延長すること、原級留置を受けること。
3. 規定の学級を卒業し、教育水準を満たせば、卒業証書（学位）あるいは修了証書を授与される。
4. 法律の規定により、学校およびその他の教育機関における各団体や社会組織の活動に参加すること。
5. 学校およびその他の教育機関において、学習、文化、体育・スポーツの各活動を行うための施設や手段を用いること。
6. 直接あるいは間接の法的代理人を立てて、学校およびその他の教育機関に対し、学校の設立に貢献する方法、および学習者の権利や正当な利益を擁護するための提案を行うこと。
7. 優秀な成績で卒業し、道徳的にも優れている場合、国家公務員への採用において国から優遇を受けること。

第87条 国の割り当てた職業に一定期間従事する義務（76）

1. 国および外国との国家間協定により、奨学金や学費の支給を受けて大学に就学する者は、卒業後、一定期間、国が割り当てた職業に従事しなければならない。これを拒否する場合は、奨学金および学費を返還しなければならない。
2. 政府は本条第1項の規定に基づき、審査権を持つ国の機関が卒業生に義務づけ

る就労期間、職場に配置するまでの待機期間、奨学金や学費の返還する金額について具体的に規定する。

第 8 8 条 学習者に対する禁止事項（新規）

学習者は次のような行為をしてはならない。

1. 教育機関における教員、管理職、職員および他の学習者の品性や名誉を汚し、身体を傷つけること。
2. 学習、小テスト、試験、入学者選抜において不正行為をすること。
3. 授業中に喫煙・飲酒をし、教育機関や公共の場所で安全や秩序を乱すこと。

第 2 節 学習者に対する政策

第 8 9 条 奨学金、社会的援助（77）

1. 国は、本法第 6 2 条で定められた専門高校や才能学校において優れた学業成績を収めた生徒、および職業教育機関や大学での学習・鍛練において、可以上の成績を修めた学習者に対し、学習を奨励するための奨学金を支給する政策をとる。また、特待生、大学予備級、寄宿制普通民族学校、障害者や傷病者のための職業訓練校に在籍する学習者に対して奨学金を支給する政策をとる。

2. 国は、社会福祉政策の対象者、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の少数民族、身寄りのない孤児、経済的に困窮している障害者・傷病者、特別に困難な経済的状况にあって学習活動が困難な者に対し、各種援助や学費の減免措置などの政策をとる。

3. 師範分野の学校に在籍する生徒・学生、および教職研修を受ける者は、本条第 1 項および第 2 項の規定に準じて学費を免除され、奨学金の選考や社会的援助においても優先的な措置を受ける。

4. 国は、法律の規定に基づき、組織や個人が学習者に対し奨学金を支給したり、社会的援助を行うことを奨励する。

第 9 0 条 特待生制度（78）

1. 国は、大学、短大および中級職業学校の入学者選抜において、地域における管理職および公職や公務員の育成を図るために、経済・社会的に特別に困難な状況にあ

る地域における少数民族の子女に対して特待生制度を設ける。

国は、大学卒、短大卒、中等職業学校卒の公務員がいない、もしくは非常に少ない少数民族に対し、特待生制度を適用する。また、国は少数民族の生徒を寄宿制普通民族学校に入学させる、大学予備級での学習期間を増やすなどの条件整備を行うことで、特待生制度の対象者を増やす政策をとる。

2. 地方各省レベルの人民委員会は、地方の需要に基づき、特待生の定員を提案すること、職業別の特待生定員を配分すること、承認された定員数と規定の通りに特待生を就学させること、特待生が卒業した後に職場を割り当てること、などに関して責任を有する。

3. 特待生制度を適用された者は、卒業後、職場の割り当てに従わなければならない。

国は、特待生制度を受ける基準と対象、特待生制度を実施するための組織、そして特待生が卒業後に職場の割り当てを受け入れない場合における奨学金や学費の返還に関して、具体的に規定する。

第91条 教育融資（79）

国は、収入の低い家庭の学習者に学習環境を提供するため、金利および融資条件や融資期間に関して優遇政策をとる。

第92条 生徒・学生に対する公共サービスの無料・割引措置（80）

生徒・学生は、交通機関、娯楽などの公共サービスを受ける際、および博物館、史跡、文化保存地区などを見学する際に、政府の規定に基づき、無料あるいは割引措置を受けることができる。

第6章 学校、家庭、社会

第93条 学校の責任（81）

学校は、教育目標や教育原理を達成するために、家庭や社会と積極的に協同する責任を有する。

本章における学校に関する規定は、その他の教育機関にも適用される。

第94条 家庭の責任（82）

1. 父母もしくは保護者は、子女もしくは被保護者を養育・教育・世話をする責任を有し、彼らが学習・鍛錬を行い、学校の各活動に参加するための条件を整備する。

2. すべての家族は、文化的な家庭を築く責任を有し、子女の道徳、知恵、身体的発育、審美眼の全面的発達を促す環境づくりをする責任を有する。また、成人は子女を教育し、その模範となり、学校と協力して教育の質と効果を高める責任を有する。

第95条 生徒の父母あるいは保護者の権利（83）

生徒の両親あるいは保護者は次のような権利を有する。

1. 子女あるいは被保護者の学習・鍛錬の成果について、学校に情報提供を求めること。

2. 学校の計画に基づいて教育活動に参加すること。学校での生徒の父母の諸活動に参加すること。

3. 法律に基づいて、子女や被保護者の教育に関連した諸問題の解決を、学校や教育管理機関に要求すること。

第96条 生徒の父母委員⁵（新規）

父母委員は就学前教育および普通教育において、年度ごとに組織される。この委員は、生徒の父母あるいは保護者からなり、学級あるいは学校ごとに選出され、学校と協力して教育活動を行う。

各学校の父母委員は、各レベルの行政機関における親委員会の委員を兼務しない。

第97条 社会の責任（84）

1. 国家機関、政治組織、政治・社会組織、政治・社会・職業組織、社会組織、社会・職業組織、職業組織、経済組織、人民軍の単位、および公民は次の責任を有する。

a) 学校が教育活動や科学研究を組織することを援助し、教師や学習者が社会見学、実習、科学研究を行うための条件を整備すること。

b) 学習活動や健全かつ安全な教育環境を作ることに貢献し、青少年および児童に悪影響を及ぼす活動を排除すること。

c) 学習者が楽しく遊び、健全な文化活動や体育・スポーツを行うための条件整備を行うこと。

d) 自らの能力に応じて、教育発展事業に対し資金、資源を援助すること。

2. ベトナム祖国戦線委員会およびその委員が構成する組織は、教育事業に対する国民的関心を高める責任を有する。

3. ホーチミン共産青年団は、学校と協力して青少年および児童を教育し、その団員を模範青年として、学習・鍛錬および教育事業の発展に参加させる責任を有する。

第98条 奨学基金、教育援助基金（85）

国は、組織や個人が奨学基金および教育活動の援助基金を設立することを奨励する。この奨学基金および教育援助基金は、法律の規定に基づいて活動を行う。

第7章 国の教育管理

第1節 教育に対する国の管理内容および国の管理機関

第99条 国の教育管理内容（86）

国の教育管理内容は次の通りである。

1. 教育発展の戦略、プロジェクト、計画、政策を実現するための設計と指導。
2. 教育に関する法律文書の公布と組織化。学校条例の公布。その他の教育機関の組織と活動に関する規定の公布。
3. 教育の目標、カリキュラム、内容に関する規定。教員の規準。学校の施設・設備に関する規準。教科書の編纂、出版、発行。試験や学位授与に関する規定。
4. 教育の質保証および教育認証評価の組織化と管理。
5. 教育組織および教育活動に関する統計・情報の整備。
6. 教育管理機構の組織化。
7. 教員や教育管理職の訓練、養成、管理に関する組織化と指導。
8. 教育事業を発展させるための各資源の動員、管理、利用。
9. 教育分野における研究活動および科学技術の応用に関する組織化と管理。
10. 教育の国際交流の組織化と管理。
11. 教育事業に多大な功績を残した人への名誉称号の授与に関する規定。
12. 教育に関する法律の執行状況の調査・検査。陳情の処理。教育に関する法律に違反した行為の告訴と処理。

第100条 国の教育管理機関（87）

1. 政府は国による教育管理を統一的に行う。政府は、全国民の学習する権利と義務に影響を及ぼす基本方針を決定する前に、および一定の教育段階のカリキュラムの内容に関する改革方針を決定する前に、これらの議案を国会に提出しなければならない。また、政府は教育活動や教育予算の執行について、国会に年次報告を行う。

2. 教育訓練省は、政府に対し、国の教育管理を遂行する責任を負う。

3. 各中央省庁、およびこれに準ずる機関は、教育訓練省と連携して、審査に基づき国の教育管理を遂行する。

4. 各レベルの人民委員会は、政府の割り当てに基づいて国の教育管理を遂行し、管轄下にある公立学校の教員団、財政、施設、教育設備等の諸条件を保障する責任を有する。また、地方における教育規模の拡大、および質や効果の向上に関する要求に対応する。

第2節 教育投資

第101条 教育投資のための財源（88）

教育投資のための財源は、次の通りである。

1. 国家予算

2. 授業料、入学料。各教育組織がコンサルタント、技術移転、生産活動、ビジネス、サービスなどの諸活動によって得た収入。教育発展のために国の内外の組織や個人によって行われた投資。その他、法律の規定による、国の内外の組織や個人からの経済援助。

第102条 国の教育予算（89）

1. 国は教育への予算配分を最優先し、毎年の教育予算の増加率が国家予算の増加率を上回ることを保障する。

2. 国の教育予算は、公開制および民主集中の原則に基づき、教育の規模、地域の経済・社会的発展状況に応じて配分される。また国は、少数民族地域および義務教育、少数民族及び経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の教育普及・教育発展に関して、優先的な政策を実施する。

3. 財政に関連する機関は、学年度の進行に応じて、教育経費を十分かつ適時に配分する責任を有する。教育管理機関は、法律の規定に基づいて、配分された教育予算や他の収入を管理し、効果的に使用する責任を有する。

第103条 学校建設に対する財政と土地の優先投資（90）

各中央省庁、およびこれに準ずる機関、各レベルの人民評議会や人民委員会は、学校の建設および教育サービスとしての体育・スポーツ、文化、芸術施設の整備案件を、教育分野および地方の経済・社会発展プロジェクト・計画として具体化する責任を有する。また、これら機関は、経済・社会発展計画に基づき、生徒・学生向けの学校および寄宿舎建設において、財政および国土を優先的に投資する。

第104条 教育投資の奨励（91）

1. 国は、組織や個人が教育に投資、もしくは知識や労力などを提供する上での条件整備を促進する。

2. 企業による教育への投資・拠出・援助、および企業による学校や研修所の設立、企業と教育機関との協同研修、企業からの研修生派遣、企業がその需要に応じて新技術の導入を行う際に必要となる費用は、企業の必要経費とみなされ、法人所得税法に基づき、課税対象からは除外される。

3. 個人が教育に拠出・援助する金額については、政府の規定により、高額所得者を対象に所得税減免の監査が行われる。

4. 組織や個人が、教育のための建設工事に投資する際、および教育事業発展のために資金もしくは現物の拠出・援助を行う際は、適切な形式に基づいた監査と認可が行われる。

第105条 授業料、入学金（92）

1. 授業料および入学金は、学習者の家族あるいは学習者本人が、各教育活動の費用を保障するために納入すべき金額である。公立小学校では授業料を徴収しない。学習者本人あるいは学習者の家族は、授業料および入学金以外にいかなる金額も拠出する必要はない⁶。

2. 政府は、あらゆる形態の学校およびその他の教育機関における授業料の徴収と活用の方法について規定する。

財務大臣は教育訓練大臣、職業訓練に関する国の管理機関の長と協力し、中央政府が管轄する公立教育機関における授業料および入学料の徴収について規定する。

地方各省の人民評議会は、地方各省が管轄する公立教育機関における授業料および入学料の徴収に関し、各省の人民委員会の提案に基づいて規定する。

国立および私立の教育機関は、授業料および入学料の制度について自ら定める権限を持つ。

第106条 教科書の出版、教育設備および玩具の製造に関する税制上の優遇（93）

国は、教科書や副教材の出版、教育設備や幼児向け教育玩具の製造と提供、学校やその他の教育機関で用いられる教育関連の書籍・新聞・資料・教育設備・研究設備の輸入に関し、税制上の優遇政策をとる。

第3節 教育の国際協力

第107条 教育の国際協力（94）

国は、独立、国家主権、平等、相互利益を尊重する原則に基づき、教育の国際協力を拡大・発展させる。

第108条 外国との教育協力の奨励（95）

1. 国は、ベトナムの学校およびその他の教育組織が、教育・学習・科学研究において、外国の組織や個人および外国に在住するベトナム人と協同することを奨励し、その条件整備を行う。

2. 国は、自己負担、国内の組織・個人による援助、外国の組織・個人による援助のいずれかの方法によって、ベトナム公民が教育・学習・研究・学術交流の目的で外国に渡航することを奨励し、その条件整備を行う。

3. 国は、祖国の建設・防衛に貢献するため、十分な資格、道徳、能力を有する人材を、主要な職業および学問分野について学習・研究させる目的で、外国に派遣するための予算措置を講ずる。

第109条 外国からの教育協力の奨励（96）

1. 国は、外国の組織・個人、国際組織、外国に在住するベトナム人が、ベトナム

において教育、学習、投資、援助、協同、科学の応用、技術移転を行うことを奨励し、条件整備を行う。また、上記の組織・個人の法的権利および利益は、ベトナムの法律およびベトナム政府が加盟している国際条約によって、保護される。

2. 外国に在住するベトナム人、およびベトナム国内における外国の組織、個人、国際組織が行う研修協力、学校もしくはその他の教育機関の設立については、政府が定める。

第110条 外国で取得した卒業証書（学位）の認定（97）

1. ベトナム人が外国で取得した学位の認定は、教育訓練大臣の規定、およびベトナム社会主義共和国が加盟している国際条約の規定に基づいて行われる。

2. 教育訓練大臣は諸外国および各国際組織が発行する学位と国内の学位の同等性を保障する協定を結ぶ。もしくは、諸外国および各国際組織が発行する学位の相互認定を行う。

第4節 教育監査

第111条 教育監査（98，99）

1. 教育監査は、教育に関する国の管理の範囲内で監査権を行使する。教育監査の目的は、教育分野における法律の執行、教育的に望ましい活動、違反の防止・処理、国の利益および組織・個人の法的権利・利益の保障である。

2. 教育に関する専門的監査は、次のような任務を有する。

- a) 教育政策および法律の執行に関する監査。
- b) 教育目標、教育計画、カリキュラム、教育内容、教育方法の実施に関する監査、専門分野に関する規定、および試験や学位・修了証の授与規定に関する監査。教育機関における質保証の必要条件に関する諸規定の実施に関する監査。
- c) 陳情・告発に関する政府の規定に基づく、教育分野における陳情・告発の処理。
- d) 行政処分に関する政府の規定に基づく、教育分野における行政処分。
- e) 汚職防止に関する政府の規定に基づく、教育分野における汚職の防止・撲滅。
- f) 教育に関する法律の執行を保障するための建議。教育に関する国の諸政策と規定についての改正・補足の提案。
- g) 法律に基づき、その他の任務を遂行する。

第112条 教育監査の権限と責任（100、101）

教育監査は、監査に関する法律の規定に基づき、権限と責任が与えられる。

教育監査は、当該レベルの教育管理機関の長の監督権限において、教育分野における違法な活動を停止させる権限を有する。教育監査を行う者は、審査権をもつ機関に報告を行い、その結果に責任を負うものとする。

第113条 教育監査の組織・活動（新規）

1. 教育監査機関は次のように構成される。

a) 教育訓練省による監査

b) （訳注：地方各省および中央直轄市の）教育訓練局による監査

2. 教育監査の活動は監査法の規定に基づき実施される。

県レベルの教育監査の活動は、（訳注：地方各省および中央直轄市の）教育訓練局による監査の専門的指導に基づき、（訳注：各県の）教育訓練室長が直接的に担当する。

職業教育機関および大学教育機関における教育監査の活動は、教育訓練大臣および職業教育に関する国の管理機関の長が定める規定に基づき、当該学校長あるいは大学長が直接的に担当する。

第8章 褒賞および罰則

第114条 人民教員、優秀教員の称号授与（104）

十分な基準を満たす教員、教育管理職、教育研究管理職には、法律の規定に基づき、国から人民教員、優秀教員の称号が授与される。

第115条 教育に貢献した組織・個人に対する褒賞（105）

教育事業に貢献をした組織および個人には、法律の規定に基づき、褒賞が与えられる。

第116条 学習者に対する褒賞（106）

学習・鍛錬において優秀な成績を修めた学習者には、学校、その他の教育機関、教

育管理機関から褒賞が与えられる。特別に優秀な成績を修めた学習者には、法律の規定に基づいて褒賞が与えられる。

第117条 名誉博士号の授与（107）

ベトナムの教育・科学事業に多大な貢献をした国際的威信を有する政治・社会活動家、外国在住のベトナム人教員・科学者・外国人に対し、政府の規定に基づき、大学から名誉博士の称号が授与される。

第118条 罰則（108）

1. 次の行為にあてはまる者はいずれも、違反の性質と程度に応じて、規律違反、行政処分、もしくは刑事責任の追求、法律の規定に基づいた損害賠償の対象となる。

- a) 違法の教育機関あるいは違法の教育活動組織を設立すること。
 - b) 学校、その他の教育機関の組織・活動に関する規定に違反すること。
 - c) 教育カリキュラムに規定された学科目数や教育内容を恣意的に変更すること。
 - d) 違法の教科書を出版・印刷・発行すること。
 - e) 調書を偽造したり、入学者選抜、試験、学位・修了証書に関する規定に違反すること。
 - f) 教師の品性・身体を冒瀆したり、学習者を虐待・酷使すること。
 - g) 学校その他の教育機関を混乱させ、安全や秩序を侵すこと。
 - h) 教育経費を浪費すること。規定に反する資金集めの目的で教育活動を利用すること。
 - i) 学校その他の教育機関のインフラに損害を与えること。
 - j) 教育に関する法律に違反するその他の行為。
2. 政府は教育分野における行政処分について具体的に規定する。

第9章 施行に関する条項

第119条 本法の施行（109）

- 1. 本法は、2006年1月1日より施行される。
- 2. 本法により、1998年教育法は失効する。

第120条 細則に関する規定および施行に際する指導 (110)

政府は本法の細則を規定し、施行に際して指導を行う。

本法は、2005年6月14日、ベトナム社会主義共和国第11期国会第7回会期において可決された。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

訳注 (98年教育法と共通部分については pp.90-91 を参照)

- 1 原語表記は「教育の質検定」。すでに日本では認証評価という表現が定着しているため、これを用いた。
- 2 1998年教育法では「中等職業学校」であった。
- 3 原語表記は「常穿教育」。1998年教育法では「ノンフォーマル教育」(原語表記では非正規教育)であった。
- 4 原語表記は「教職養成証明書」。
- 5 原語表記は「生徒の父母代議会」。
- 6 実際には、教科書や諸雑費(施設費、医療費、用具費)などが各自の負担となっている事例が数多くみられる。

付録

1. ベトナム 1998年教育法と2005年教育法の構成

章	節	1998年教育法	2005年教育法
1. 総則		1～17条(17)	1～20条(20)
2. 国民教育制度		18～43条(26)	21～47条(27)
	1. 就学前教育	18～21条(4)	21～25条(5)
	2. 普通教育	22～27条(6)	26～31条(6)
	3. 職業教育	28～33条(6)	32～37条(6)
	4. 大学・大学院教育	34～39条(6)	38～43条(6)
	4. 大学教育		
	5. ノンフォーマル教育	40～43条(4)	44～47条(4)
	5. 生涯教育		
3. その他の学校・教育機関		44～60条(17)	48～69条(22)
	1. 学校の組織と活動	44～52条(9)	48～57条(10)
	2. 学校の任務と権限	53～55条(3)	58～60条(3)
	3. 各種の特殊学校	56～59条(4)	61～64条(4)
	4. 私立学校および私立学校に関する政策		65～68条(4)
	4. その他の教育機関の組織と活動	60条(1)	69条(1)
	5. その他の教育機関の組織と活動		
4. 教員		61～72条(12)	70～82条(13)
	1. 教員の職務と権利	61～66条(6)	70～76条(7)
	2. 教員の訓練と養成	67～69条(3)	77～79条(3)
	3. 教員に対する政策	70～72条(3)	80～82条(3)
5. 学習者		73～80条(8)	83～92条(10)
	1. 学習者の任務と権利	73～76条(4)	83～88条(6)
	2. 学習者に対する政策	77～80条(4)	89～92条(4)
6. 学校、家庭、社会		81～85条(5)	93～98条(6)
7. 国の教育管理		86～103条(18)	99～113条(15)
	1. 教育に関する国の管理内容および国の管理機関	86～87条(2)	99～100条(2)
	2. 教育投資	88～93条(6)	101～106条(6)
	3. 教育の国際関係	94～97条(4)	107～110条(4)
	3. 教育の国際協力		
	4. 教育監査	98～103条(6)	111～113条(3)
8. 褒賞および罰則		104～108条(5)	114～118条(5)
9. 施行に関する条項		109～110条(2)	119～120条(2)

2. ベトナム 1998 年教育法の概要

1. 1998 年 12 月に開催された第 10 期国会において、ベトナム社会主義共和国史上初めて、全教育段階・形態を網羅する体系的な教育法が制定され、翌 99 年 6 月に施行された。この教育法は、1986 年以來の刷新（ドイモイ）路線による改革・開放政策によってベトナム社会全体の市場化が進行する中、これに対応した、包括的かつ体系的な教育理念を打ち出すべく起草されたものである。

2. 分量は全 9 章、110 条から成っている。章構成は、同様に社会主義市場経済下において中国が制定した教育法（1995 年可決）に類似しているが、ベトナム教育法の方が、節の設定や条項にそれぞれ主題が付されているなど、より詳細に規定されている。

3. 内容的には、現行の 1992 年憲法における教育条項を基本とし、社会主義体制下における個人の全面的発達を重視している。また、公立学校を国家教育制度の中核と位置付けつつも、私立学校の設立を承認・奨励している。さらに、教育への投資、外国との教育協力などを奨励しており、従来の社会主義型の教育理念から踏み出した、開放的かつ現実主義的な姿勢がうかがえる。

【備考】次ページからの翻訳は、近田政博訳(2001)「ベトナム教育法(翻訳)」名古屋大学高等教育研究センター編『名古屋高等教育研究』第 1 号、pp.183-220 の内容を一部修正したものである。

3. ベトナム 1998年教育法（翻訳改訂版）

国家主席

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

国家主席令第9号

ハノイ、1998年12月11日

ベトナム社会主義共和国

国家主席令

ベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条および第106条、国会組織法第78条、法令公布法第50条に基づき、

教育法をここに公布する。

本法は、1998年12月2日、ベトナム社会主義共和国第10期国会にて可決された。

ベトナム社会主義共和国国家主席

チャン・ドウク・ルオン

国会

ベトナム社会主義共和国

独立—自由—幸福

1998年第10期国会 法令第11号

ベトナム社会主義共和国

第10期国会第4会期

(1998年10月28日開会、同年12月2日閉会)

教育法

教育・訓練は最重要の国家政策であり、国家的かつ全国的事業である。

教育事業を発展させ、国の教育管理体制を強化するのは、国民の知的水準の向上、人的資源の開発、国土の工業化・近代化に貢献する高級人材の育成、祖国の建設・防衛要求への対応、及び国民と国を豊かにし、公正な社会と高度な文明を実現するためであり、

ベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づいて、本法は教育の組織と活動について規定する。

第1章 総則

第1条 教育法の適用範囲

本教育法は国民教育制度について規定する。国民教育制度とは、国家行政機関、政治組織および政治・社会組織、人民軍¹における学校とその他の教育機関、および教育活動に参加する組織・個人を指す。

第2条 教育の目標

教育の目標はベトナム人の全面的な発達にある。道徳、知識、健康、審美眼を備え、民族独立の理想と社会主義に対し忠誠を誓い、公民としての人格と資質、能力を養い、祖国の建設と防衛に資する人材の養成を目標とする²。

第3条 教育の性質と原理

1. ベトナムの教育は、人民的、民族的、科学的、現代的な性格をもつ社会主義教育であり、マルクス・レーニン主義とホーチミン思想³を基礎とする。
2. 教育活動は、学習と行動を両立する原理、すなわち、教育と生産活動の統合、理論と実践の結合、学校教育を家庭教育および社会教育の結合に基づいて実現されなければならない。

第4条 求められる教育内容・方法

1. 教育の内容は、基礎的、全面的、実際の、現代的、体系的な性質をもち、思想教育と公民意識を重視し、よき伝統や民族文化のアイデンティティを継承し、人類の文化的遺産を受け入れ、学習者の世代の心理的・生理的発達に対応するものでなければならない。
2. 教育の方法は、学生の積極性、自覚性、主体性、創造性を伸ばし、自ら学ぶ能力、および学習に専念する気持ちや向上心を養うものでなければならない。
3. 教育の内容と方法は、カリキュラムに基づいて実現されなければならない。カリキュラムは教科書によって具体化されなければならない。カリキュラムや教科書は、学年や学級、教育水準ごとの目標に対応し、教育活動の安定と統一を保障するものでなければならない。

第5条 教授言語

1. 学校で正式に用いる言語はベトナム語⁴とする。
2. 国は、少数民族が自らの話法と書法を学ぶ条件を整備する。少数民族の話法と書法の教育および学習は、政府の規定に基づいて実現される。

第6条 国民教育制度

国民教育制度は、次のように構成される。

1. 就学前教育は、託児所と幼稚園で行われる。
2. 普通教育は小学校と中等学校の2段階からなる。中等学校は、基礎中学校（中学校）と普通中学校（高校）の2段階からなる。
3. 職業教育は、中等職業学校と職業訓練校で行われる。
4. 大学教育は短大課程と学士課程の2段階からなる。大学院は修士課程と博士課程の2段階からなる。

教育の形態には、正規の教育とノンフォーマル教育がある。

第7条 卒業証書（学位）・修了証書

1. 国民教育制度における卒業証書（学位）は、本教育法の規定に基づき、教育・訓練の水準に応じて、卒業後に授与される。

国民教育制度における卒業証書（学位）の種類は、小学校卒業証、基礎中学校（中学校）卒業証、普通中学校（高校）卒業証、中等職業学校卒業証、職業訓練校卒業証、短期大学卒業証、学士号、修士号、博士号がある。

2. 国民教育制度における修了証書は、課程修了後の学習成果を確認するために、あるいは学問や職業の水準を向上させるために授与される。

第8条 教育の発展

教育の発展は、経済・社会の発展や科学技術の進歩への需要に対応する必要がある。また、教育の発展は、国防や安全を強化し、教育水準の構造、職業的構造、地域的構造についてバランスをとる必要がある。さらに、教育の質と効果を保障した上で、教育規模の拡大を図ること、および学習とその活用を結びつけることが必要である。

第9条 学習する権利と義務

学習は、公民の権利かつ義務である。

すべての公民は、民族、宗教、信仰、性別、出自、家庭、社会的地位あるいは経済状況によって差別されることなく、学習機会が等しく与えられる。

国は教育において社会的公正を実現し、万人が学習できる状況づくりを行う。国と地方政府は、貧しい人々が学習できるように援助し、優秀な人材が才能を伸ばすための条件を保障する。

国は少数民族の子弟、および特別に困難な経済・社会状況にある地域の子弟、優遇政策の対象者、身体障害者、その他の社会政策の対象者に対し、優先的な教育条件を与えることにより、彼らが自ら学習する権利と義務を保障する。

第10条 義務教育

1. 国は義務教育の計画と水準について決定し、全国に義務教育を普及させるための諸条件を保障する政策をとる。

2. 法律で定められた年齢に達したすべての公民は、義務教育の水準を達成すべく、学習する義務を有する。

3. 家庭は、法律で定められた年齢に達した家族に対して、義務教育の水準を達成するための学習条件を与える責任を有する。

第11条 教育活動の社会化

あらゆる組織、家庭、公民は、教育活動に配慮し、学習を重んずる風潮と健全な教育環境を作り、教育目標を達成するために学校と連携する責任を有する。

国は教育事業の発展に重要な役割を果たし、学校の形態と教育の方式を多様化させ、公民の動員・組織化、および個人が教育活動の発展に参加することを奨励する。

第12条 教育への投資

教育への投資は、発展への投資である。

国は教育への投資を優先し、全国の組織や個人、外国に定住するベトナム人、外国の組織や個人が教育に投資することを奨励する。

あらゆる資源を教育に投入する上で、国家予算は重要な役割を果たさなければならない。

第13条 国家の教育管理

国は、教育目標、カリキュラム、教育の内容・計画、教員の水準、試験や学位授与の規定などに関する国民教育制度を一元的に管理する。

第14条 教員の役割

教員は教育の質の保障において、重要な役割を果たす。

教員は常に学習・鍛錬し、学習者のよき模範とならねばならない。

国は教育を組織化し、教員を養成する。国は、教員が自らの職務を達成するために必要となる物質的・精神的な諸条件を保障する政策をとる。国は教員や教職を尊重する伝統を維持・奨励する。

第15条 科学研究

1. 国は学校に科学技術を組織・応用・普及させ、工業化するための条件づくりを行う。また、国は教育の質的向上と社会奉仕のために、および将来的に地域および全国の文化、科学、工業の中心的役割を担うべく、科学研究の教育と生産を結合させる。

2. 短大、大学、科学院、生産組織は、教育、科学研究、および社会・経済の発展に寄与するための技術移転において、連携する責任がある。

3. 国は科学研究の発展を優先し、科学教育を応用・普及させる政策をとる。教育に関する方針や政策は、教育科学研究の成果、およびそのベトナムでの実践に基づいて立案されなければならない。

第16条 学校、その他の教育機関における宗教活動の禁止

国民教育制度における学校その他の教育機関において、および国の行政機関、政治組織、政治・社会組織、人民軍の教育組織において、宗教的宣伝および宗教的儀式の実施を禁止する。

第17条 教育活動における禁止事項

国の政策や法律を妨げ、国家に背任し、多民族の団結に不和をもたらし、暴力を煽り、侵略戦争を喧伝し、よき伝統を破壊し、迷信や時代遅れの習俗を広め、学習者を社会の悪弊に染めるような教育活動は禁止する。

教育活動の商業化を図る行為はすべて禁止する。

第2章 国民教育制度

第1節 就学前教育

第18条 就学前教育⁵

就学前教育は、生後3ヶ月から6歳までの乳幼児の保育、世話、教育をしなければならぬ。

第19条 就学前教育の目標

就学前教育は、乳幼児の発育、情操、知恵、審美眼などの発達を促し、人格の基本を形成し、小学校に入学するための準備を行うことを目標とする。

第20条 就学前教育に求められる内容と方法

1. 就学前教育に求められる内容は、保育、世話、教育の調和を図り、乳幼児の心身の発達を促し、均整のとれた健康で活発な身体を育て、祖先や父母、教員、目上の人を尊敬・敬愛し、礼儀正しくする心を育て、兄弟姉妹、友人を敬い、正直かつ勇敢で、自然体で、美しいものを愛し、知識の理解を好み、学校に行きたくなるようにさせることである。

2. 就学前教育の主な方法は、乳幼児の全面的発達を促すため、遊戯活動を組織化すること、ならびに模範を示し、集団指導を行い、彼らを励ますことである。

第21条 就学前教育の機関

就学前教育は次のように構成される。

1. 生後3ヶ月から3歳までの乳幼児を預かる託児所
2. 3歳から6歳までの幼児を預かる幼稚園
3. 託児所と幼稚園の両方を備える幼児学校の場合、3ヶ月から6歳までの乳幼児を預かる。

第2節 普通教育

第22条 普通教育

普通教育は次のように構成される。

1. 小学校教育は義務教育であり⁶、6歳から14歳の児童を対象にし、就学年数は、第1学年から第5学年までの5年間、入学年齢は6歳である。

2. 中学校教育⁷は、第6学年から第9学年までの4年間であり、入学するには小学校の卒業資格と11歳に達していることが求められる。

3. 高校教育⁸は、第10学年から第12学年までの3年間であり、入学するには中学校の卒業資格と15歳に達していることが求められる。

教育訓練省は、上記の第1～3項で規定された年齢を上回る年齢の児童が就学する場合の規定を行う。

第23条 普通教育の目標

普通教育の目標は、道徳や知恵、体育、審美眼、基本的な諸技能に関して、生徒の全面的な発達を促すことである。これは、社会主義ベトナムにおける個人として人格を形成し、公民としての資格と責任を育て、学問の継承および労働生活に入るための準備を行い、祖国の建設と防衛に参加するためである。

小学校教育は、道徳や知恵、体育、審美眼、基本的な諸技能について、児童の正しい、長期的発達のための初歩段階の形成を促し、これを中学校へと継承することを目標とする。

中学校教育は、小学校教育の成果をより強固にし、発展させることを目標とする。中学校は普通教育の基礎的水準を保ち、技術や職業志向についての基本的認識を持ち、これらを高校や中等職業学校、職業訓練校もしくは労働生活へと継承することを目標とする。

高校教育は、中学校教育の成果をより強固にし、発展させ、普通教育を高め、技術や職業志向についての一般的認識を持ち、これらを大学や短大、中等職業学校、職業訓練校もしくは労働生活へと継承することを目標とする。

第24条 普通教育に求められる内容と方法

1. 普通教育の内容は、普遍的、基礎的、全面的、かつ職業的志向を有し、体系的

であることが求められる。かつ、生活上の実践に結びつき、当該年齢の生徒の生理・心理に適応し、学年・学級ごとの教育目標に対応しなければならない。

小学校教育は、自然や社会や人間について、生徒が必要最低限の基礎知識を習得することを保障しなければならない。また、聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと、計算についての基礎的スキルを備え、身体を鍛錬し、衛生的に保つ習慣、歌、踊り、音楽、美術についての基本的認識を深めることを保障しなければならない。

中学校教育は、小学校の履修内容を強化し、発展させなければならない。また、生徒がベトナム語や数学、ベトナム民族の歴史に関する普通教育の基本認識を深め、社会科学・自然科学・法律・情報・外国語などの知識、技術や職業的志向に関する必要最低限の認識をすることを保障しなければならない。

高校教育は、中学校の履修内容を強化し、発展させ、普通教育の内容を完成させなければならない。普通教育かつ基礎的、全面的、職業的志向をもった知識水準を保障するための主要な教育内容に加えて、特定の学問分野では、生徒の能力を高め、学習意欲に応えるために、さらに高度な内容を設定するものとする。

2. 普通教育の方法は、生徒の積極性、自覚性、主体性、創造性を養い、学年および学問ごとの特色に対応しなければならない。また、自ら学ぶ方法を習得し、知識を実践するためのスキルを鍛錬し、情操を養い、生徒を学ぶ喜びと感動へと誘うものでなければならない。

3. 普通教育の内容と方法は、教育訓練省が決定・公布する指導要領に基づく。

第25条 教科書

1. 教科書は教育の目標と原理を体現し、教育水準、学年、学級ごとのカリキュラムに規定された教育内容・方法を具体化しなければならない。

2. 教科書は、学校やその他の教育機関での授業や学習において正式かつ全国統一に安定的に使用するため、国家教科書審議会の審査決定に基づき、教育訓練省によって組織化、編集、検定される。

3. 国は教科書の出版、印刷、発行を管理する。

第26条 普通教育機関

普通教育機関は次のように構成される。

1. 小学校

2. 中学校
3. 高校
4. 総合技術・職業オリエンテーションセンター

第27条 普通教育の卒業証書

1. 小学校、中学校、高校の課程を修了し、教育訓練省の定めるすべての条件を満たした児童・生徒は、卒業試験に合格すれば、小学校、中学校、高校の卒業証書が授与される。

2. 各県、区、市単位の教育訓練室長は各省に属し、小学校の卒業証書を発行する。

各省、中央直轄市の教育訓練事務所長は中央政府に属し、中学校および高校の卒業証書を発行する⁹。

第3節 職業教育

第28条 職業教育

職業教育は次のように構成される。

1. 中等職業学校の就学期間は、中学校卒業者は3～4年間、高校卒業者は1～2年間である。

2. 職業訓練校は、職業訓練に必要な学力を有し、健康である者を就学対象とする。短期課程は1年以下、長期課程は1～3年間とする。

第29条 職業教育の目標

職業教育の目標は、多様な水準の職業的知識と技能をもち、道徳、職業的良心、規律意識、生産方法と健康を備えた労働者を養成することである。これにより、労働者の就職機会を増やし、社会・経済の発展要求を満たし、国防や治安を強化するための条件整備を行う。

中等職業学校は中級レベルの職業的知識と技能を備えた技術者、専門職を養成する。

職業訓練校は一般的な職業的知識と技能を備えた労働者、技能工、専門職を養成する。

第30条 職業教育に求められる内容と方法

1. 職業教育の内容は、職業能力の養成を図り、道徳教育を重視し、身体を錬磨し、要求に応じて学力水準を高めることである。

2. 職業教育の方法は、生徒が卒業後に職業的能力を発揮できるように、理論的授業と実践技能の鍛錬を調和させることである。

3. 職業教育の内容と方法はカリキュラムによって実現される。

教育訓練省は各専門省庁と協力して中等職業学校の指導要領を定める。この指導要領は、各学問分野の内訳、科目数、所要時間、および理論的授業と実践的授業の時間配分、各分野の実習内容を規定する。指導要領に基づき、各中等職業学校は自らのカリキュラムを定める。

職業訓練校を管理する国の機関は、職業訓練校の設立およびカリキュラム作成に関する原則を規定する。

第31条 中等職業学校と職業訓練校長期課程の教科書

1. 中等職業学校と職業訓練校長期課程の教科書は、中等職業学校と職業訓練校長期課程のカリキュラムに規定された教育目標・原理を実現し、教育内容・方法を具体化しなければならない。

2. 中等職業学校と職業訓練校長期課程の教科書は、正規の教育・学習資料として使用すべく、校長が召集する教科書審議会の審査に基づいて、校長が編集・検定作業を組織する。

第32条 職業教育機関

1. 職業教育機関は次のように構成される。

- a) 中等職業学校
- b) 職業訓練校、職業訓練センター、職業訓練室

2. 職業教育制度は独自に組織化される。あるいは生産組織、経営組織、サービス組織、および他の教育機関と連携して組織化される。

第33条 職業教育の卒業証書・修了証書

1. 中等職業学校あるいは職業訓練校長期課程のカリキュラムを修了し、教育訓練省の定める条件をすべて満たす者は、卒業試験に合格すれば、卒業証書が授与される。

職業訓練校短期課程のカリキュラムを修了した者、もしくは中等職業学校の上級職業訓練課程を修了した者は、所定の条件を満たし、試験に合格すれば、修了証書が授与される。

2. 中等職業学校の校長は、中等職業学校の卒業証書、職業訓練校の卒業証書および修了証書を授与する。

職業訓練校の校長は、職業訓練校の卒業証書および修了証書を授与する。職業訓練センター長は職業訓練修了証書を授与する。

第4節 大学・大学院教育

第34条 大学・大学院教育

大学・大学院教育は次のように構成される。

1. 大学教育は、短大課程と学士課程からなる¹⁰。

a) 短大課程は3年制とし、高校卒業もしくは中等職業学校卒業を入学資格とする。

b) 学士課程は専攻分野により4～6年制とし、高等学校卒業もしくは中等職業学校卒業を入学資格とする。専攻分野によっては、短大卒業者は1年もしくは2年で大学を卒業することができる。

2. 大学院教育は修士課程と博士課程からなる¹¹。

a) 修士課程は2年制とし、大学卒業を入学資格とする。

b) 博士課程は、大学卒業者は4年制とし、修士課程修了者は2～3年制とする。

特別の場合、博士課程の期間は教育訓練省の規定により、延長することができる。

c) 特定の専門分野においては、政府は大学院教育について具体的に定めることができる。

第35条 大学・大学院教育の目標

大学・大学院教育は、学生に政治的品性と道徳、人民奉仕の意識を持たせ、その教育程度に応じて、職業についての見識と実践能力を養うことを目標とする。また、健康な身体をもち、祖国の建設と防衛に資する人材の養成を目標とする。

短大課程では、専門知識ならびに職業に関する基本的な実践技能、および専攻分野における一般的諸問題の解決を図る能力を養うことを目標とする。

学士課程では、専門知識ならびに職業に関する実践技能、および専攻分野における一般的諸問題を発見・解決する能力を養うことを目標とする。

大学院修士課程では、理論的基礎と高度の実践能力、および専攻分野における諸問題を発見・解決する能力を養うことを目標とする。

大学院博士課程では、高度の理論・実践能力、独立して創造的に研究を遂行する能力、および科学技術の諸問題を解決し、科学研究や専門の活動を指導する能力を養うことを目標とする。

第36条 大学・大学院教育に求められる内容・方法

大学・大学院教育に求められる内容と方法は、次の通りである。

1. 大学教育について

a) 大学教育の内容は、現代的・発展的性格を持ち、ならびに一般教養の知識と専門分野の知識、マルクス・レーニン主義やホーチミン思想の諸領域を合理的に構造化し、よき伝統を継承・発展させ、国民文化をより深化させ、地域や世界共通の水準に対応することが求められる。

短大課程は、一般教養と必須的な専門知識を十分に提供し、基礎技能および専門的活動を行う能力の養成を保障しなければならない。

学士課程は、基礎学問と比較的高度な専門的知識を十分に提供し、労働についての科学的方法論を教授し、理論を専門的活動に援用する能力の養成を保障しなければならない。

b) 大学教育の方法は、自ら学び、自ら研究する能力を養い、創造的思考を発展させる状況を作り、実践的技能を養い、研究・実験・応用に参加することを重視する。

c) 大学教育の内容・方法は、カリキュラムによって具体化されねばならない。教育訓練省は、各課目の構造や内容、履修期間、基礎と専門および理論と実践の教育時間配分についてのカリキュラム体系を定める。これに基づき、短大・大学はそれぞれのカリキュラムを確定する。

2. 大学院教育について

a) 大学院教育の内容は、学生が基礎科学ならびに専門分野、マルクス・レーニン主義やホーチミン思想の諸領域の知識を発展・改良し、創造的能力を発揮し、専門分野の諸問題を発見・解決し、国家の科学技術ならびに経済・社会の発展に寄与する能力を養うことが求められる。

修士課程では、学生が学士課程で学んだ知識を補足・高度化させ、学際的知識を深め、専門職としての活動および専攻する分野の科学研究を遂行するに十分な能力の獲得を保障しなければならない。

博士課程では、学生が基礎的知識を高度化・完成させ、専門分野の知識を深く理解し、独自の科学研究活動および専門職としての活動を遂行するのに十分な能力の獲得を保障しなければならない。

b) 修士課程の教育方法は、授業に加えて自己学習および自己研究を総合して実行され、実践能力ならびに専門分野における諸問題の発見・解決能力を高めることが重視される。

博士課程の教育方法は、教員および研究者の指導のもとで、基本的には自己学習および自己研究によって実行される。科学研究の実践能力を養い、専門分野における諸問題を発見・解決するための創造的思考力の養成が重視される。

c) 各教科および専門分野の教育内容・方法、論文、レポートについては、教育訓練省が規定する。

第37条 短大・大学の教科書

1. 短大・大学の教科書は、教育の目的と原理を示し、カリキュラムに規定された教育内容・方法を具体化しなければならない。

2. 国は、十分な主要教科書を短大・大学に提供する政策をとる。

3. 教育訓練省は、各短大・大学で共通に用いられる教科書を編集・検定する責任を有する。各短大・大学における専門分野の教科書を正規の教材として用いるためには、各学長が召集する教科書審議会の審査に基づいて編集・検定を行い、各学長がこれを認可しなければならない。

第38条 大学教育と大学院教育の機関

1. 大学教育と大学院教育の機関は次の通りである。

a) 短大は、短大課程を開設する。

b) 大学は、首相の許可があれば、短大課程、学士課程、修士課程、博士課程を開設することができる。

c) 科学研究院¹²は、首相の許可があれば博士課程を開設できる。および、大学と協力して修士課程を開設することができる。

2. 各種大学の具体的な設置形態については、政府がこれを定める。

第39条 大学教育と大学院教育の学位（卒業証書）

1. 短大課程を修了した学生は、教育訓練省の定める条件を満たし、卒業試験に合格すれば、短大卒業証書が授与される。

学士課程を修了した学生は、教育訓練省の定める条件を満たし、卒業試験もしくは卒業論文審査に合格すれば、学士学位が授与される。

学士課程の工学分野を修了した学生には、工学士の学位が授与される。建築学では建築学士、医学では医学博士、薬学では薬学博士の学位が授与される。基礎科学ならびに教育学、法学、経済学などの場合は、学士が授与される。

2. 大学院修士課程を修了した学生は、教育訓練省の定める条件を満たし、修士論文審査に合格すれば、修士学位が授与される。

大学院博士課程を修了し、教育訓練省の定める条件を満たし、博士論文審査に合格すれば、博士学位が授与される。

3. 博士学位の発行は教育訓練省が行う。

修士学位、学士学位、短大卒業証書の発行は、該当する機関の学長が行う。

4. 特定の専門分野における大学院学位については、政府がこれを規定する。

第5節 ノンフォーマル教育

第40条 ノンフォーマル教育

ノンフォーマル教育は、仕事をもつ人は誰でも、生涯にわたって教育を受けることを可能とする教育形態であり、人格を完成させ、知識を増やし、学問や専門、職業上の水準を高めることを目的とする。これにより、生活の質を改善し、仕事を見つけ、社会生活に適応することが求められる。

第41条 ノンフォーマル教育に求められる内容・方法

ノンフォーマル教育は、次のプログラムによって実行される。

a) 文盲撲滅プログラムとその継続教育

b) 専門的水準を高め、最新の知識や技能を獲得するための補習訓練、定期訓練プログラム

c) 学習者の要求に対応する教育プログラム

d) 現職教育、遠隔教育、指導に基づいた自己学習などの形態により、国民教育制度の卒業証書が授与される教育プログラム

2. 本条第1項 a、b、c において定められた各プログラムの教育内容は、実際の性質をもち、学習者の労働・生産能力を高め、社会活動を活発にし、生活の質を向上させるものでなければならない。

本条第1項 d で定められたプログラムの教育内容は、教育訓練省の規定に基づいて実行されなければならない。

3. ノンフォーマル教育の方法は、学習者の主体的役割を高め、その経験を活用し、自己学習能力を養うことを重視するものでなければならない。

第42条 ノンフォーマル教育機関

1. ノンフォーマルの教育は次のように構成される。

a) 生涯教育センター

b) ノンフォーマル教育は、普通学校、中等職業学校、職業訓練校、短大、大学、マスメディアの手段によっても実行されうる。

正規教育の組織は、その本務を果たしている限り、ノンフォーマル教育のプログラムも提供することができる。その適用は、本法第41条第1項 d において規定された教育プログラムが正規教育の中で実行され、国の教育管理機関がこれを許可した場合に限られる。

2. 生涯教育センターは、中等職業学校の卒業証書、短大の卒業証書、大学の学士号を授与するための教育プログラムを実施できない。

第43条 ノンフォーマル教育の卒業証書・修了証書

1. 本法第41条第1項 d において規定された教育プログラムを学んだ学習者は、次の条件をすべて満たせば、卒業試験を受けることができる。

a) 学習者の審査権を持ち、相応の教育水準を満たしている教育機関に在籍していること。

b) 所定のカリキュラムを修了し、十分な学習成果を挙げ、教育訓練省の定める卒業試験の受験資格を満たしていること。

2. 本法第41条第1項 a、b、c において定められた各教育プログラムを修了し、

教育訓練省の定める条件を満たす者は、審査に合格すれば、ノンフォーマル教育の修了証書が授与される。

3. 本法第41条第1項dにおいて定められた教育プログラムを修了し、教育訓練省の定める条件を満たす者は、試験に合格すれば、学習記録が記載されたノンフォーマル教育の卒業証書が授与される。また、上記の者が正規教育の卒業試験を受ける条件を満たす場合は、所定の試験に合格すれば、正規教育の卒業証書が授与される。

4. ノンフォーマル教育における卒業資格の審査は、正規教育の審査に準ずる。

5. 生涯教育センター長はノンフォーマル教育の修了証書を授与する。

第3章 その他の学校・教育機関

第1節 学校の組織と活動

第44条 国民教育制度における学校

1. 国民教育制度における学校は、国のプロジェクトや計画に基づいて設立される。その目的は教育事業の発展させることであり、公立、半公立、私立、私立の形態によって組織される¹³。

公立、半公立、私立、私立いずれの形態をとる学校も、政府の定めた教育管理機関によって国の管理を受ける。

国は、公立学校が国民教育制度において中核的役割を果たすための条件を整備する。また、社会の学習需要に対応して、組織や個人による民立および私立学校の開設を奨励する政策をとる。

2. 本法の規定に基づき、政府は各学校形態の組織と活動について具体的に定める。

第45条 国家行政機関の学校、政治組織および政治・社会組織の学校、人民軍の学校

1. 国家行政機関の学校、政治組織および政治・社会組織の学校は、管理職および公務員を訓練・養成する任務を有する¹⁴。人民軍の学校は、士官、下士官、職業軍人、国防労働者を訓練・養成する任務を有し、国防と治安に関する任務および知識を備えた国家指導者および管理職を養成する。

2. 政府は、本条第1項に定められた学校に対する本法の適用について、具体的に

規定する。

第46条 学校設置の条件

1. 本法第47条の定めるところにより、国家機関は学校の設置について審査し、政府の規定に基づいて管理職、教員、敷地、設備、財政に関する諸条件が満たされれば、開設が決定されうる。

2. 政府は短大・大学の設置手続きについて規定する。教育訓練省は、国民教育制度におけるその他の教育段階の学校について、その設置手続きを規定する。

第47条 学校の設置審査、活動停止、併合、分離・分割、解体に関する審査

1. 学校の設置審査は次のように規定される。

a) 県人民委員会主席は、託児所、幼稚園、小学校、中学校、半寄宿制の普通民族学校の設立を決定する。

b) 省人民委員会主席は、高校、寄宿制の普通民族学校、および省に所属する中等職業学校と職業訓練校の設立を決定する。

c) 大臣、中央省庁に準ずる機関の長、政府機関の長は、直属する中等職業学校、職業訓練校の設立を決定する。

d) 教育訓練省は、短大と大学予科の設立を決定する。

e) 首相は、大学の設立を決定する。

2. 学校設立の審査権を有する機関はすべて、学校の活動停止、併合、分離・分割、解体に関する審査権を有する。

政府は、学校の活動停止、併合、分離、分割、解体に関する手続きについて、具体的に定める。

第48条 学校の条例

1. 学校は、本法の規定および学校の条例に基づいて組織され、運営される。

2. 学校の条例は、次のような内容を主とする。

a) 学校の任務と権限

b) 学校における各教育活動の組織

c) 教員の職務と権利

d) 生徒の任務と権利

- e) 学校組織と管理
- f) 学校の施設と設備
- g) 学校と家庭・社会との関係

3. 首相は大学の条例公布について決定する。その他の教育段階における学校の条例公布については、教育訓練省が決定する。

第49条 学校長

1. 学校長は学校の各活動について主たる管理責任を有し、国家機関によって審査・承認・任命される。

2. 国民教育制度における学校長は、学校管理についての専門的な訓練・研修を受けなければならない。

3. 大学および短大における学長の規準、職務、権限、および任命・承認手続きについては、首相が規定する。その他の教育段階の学校長については、教育訓練省がこれらを定める。

第50条 学校の諮問会議

1. 校長は学校の諮問会議を召集し、本法の規定に基づき、職務の遂行や権限の運用について諮問する。就学前教育機関、小学校、中学校、高校の諮問会議を教育会議とする。中等職業学校と職業訓練校の諮問会議を訓練会議とする。短大・大学の諮問会議を科学・訓練会議とする。

2. 本条第1項に定められた各諮問会議の組織と活動は、学校の条例の中に規定される。

第51条 学校における党組織

学校におけるベトナム共産党組織は学校を指導し、憲法と法律の範囲内で活動を行う。

第52条 学校における団体と社会組織

学校における団体や社会活動組織は、法律の規定に基づき、本法に定められた教育目標の実現に貢献する責任を有する。

第2節 学校の任務と権限

第53条 学校の任務と権限

学校の任務と権限は次の通りである。

1. 教育目標やカリキュラムに基づく、教育・学習、その他の教育活動の組織化。
2. 教員、管理職、職員の管理。
3. 入学者選抜と管理。
4. 法律の規定に基づく、土地・敷地や設備、財産の管理・運用。
5. 教育活動における学習者の家族、組織、個人との連携。
6. 教員、管理職、職員、学習者を組織し、社会活動に参加すること。
7. 法律の規定に基づく、その他の任務や権限。

第54条 科学研究や社会奉仕における中等職業学校、短大、大学の任務と権限

1. 本法第53条に定められた任務に加え、中等職業学校、短大、大学には次の任務が課せられる。

a) 科学研究活動を実施し、技術を応用・発展させ、地方および全国の経済・社会に関する諸問題の解決に寄与する。

b) 科学面でのサービスを実施し、技術移転を行い、法律に基づいて職業訓練に対応した生産・経営を行う。

2. 本条第1項に定められた任務を実行する時、中等職業学校、短大、大学は次の権限を有する。

a) 法律の規定に基づいて、国から土地の交付もしくは貸与、税金の減免、融資などを受けること。

b) 教育の質を向上させ、訓練内容と職業の関係を緊密にし、経済・社会の発展事業に寄与し、学校財源を補うため、経済、教育、文化、体育・スポーツ、保健、科学研究を行う組織間の連携を図ること。

c) 法律の規定に基づいて、経済活動で得た収入を、学校のインフラ建設への投資、および生産、経営、教育活動への支出の拡充にあてる。

第55条 短大と大学の自主権、自己責任

短大と大学は、法律および学校の条例の定めるところにより、次の諸活動において

自主権と自己責任を有する。

1. 認定された各専門分野におけるカリキュラム、シラバス、教育・学習計画の作成。
2. 教育訓練省の指標に基づいた入学者選抜、教育プロセスの組織化、審査に基づく卒業認定と卒業証書（学位）授与。
3. 学校機構の組織化。
4. 教育目標を実現するための各資源の動員、管理、使用。
5. 政府の規定に基づいた、全国および外国における経済、教育、文化、体育・スポーツ、保健、科学研究の組織間協力。

第3節 各種の特殊学校

第56条 寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級¹⁵

1. 国は、少数民族の子女、特別に困難な経済・社会状況にある地域に長期定住している各民族の子女を対象として、当該地域の指導者養成を目的として、寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級を設立する。
2. 寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級は、教員の配置や設備投資、予算において優先される。

第57条 専門高校、才能学校¹⁶

1. 優秀な学業成績を修めた生徒を対象として、高校段階に専門高校が設立される。専門高校は、全人的な普通教育を前提とし、特定の学問分野において各生徒の特別な才能を伸ばすことを目的とする。
2. 芸術系、体育・スポーツ系の才能学校は、各領域における生徒の才能を伸ばすことを目的とする。
3. 国は、専門高校と才能学校に対する教員の配置や施設・設備への投資、予算配分を優先する。教育訓練省は、他の省庁と連携して、これらの学校におけるカリキュラムおよび学校規定の決定・公布を行う。

第58条 障害者のための学校・学級

国は障害者のための学校を設立し、組織や個人が障害者のための学校を設立するこ

とを奨励する。この学校は、障害者の機能回復を図り、一般教養や職業技能について学習し、地域社会との調和を図ることを目的とする。

第59条 少年院

1. 少年院は、法律に違反した青少年を教育することを任務とする。少年院では、前記の青少年を鍛錬し、その健康を増進し、善良ならしめ、社会生活に復帰する能力を養う。

2. 公安省は、教育訓練省や労働・戦傷者・社会省と連携し、少年院の教育カリキュラムを規定する責任を有する。

第4節 その他の教育機関の組織と活動

第60条 その他の教育制度

本法の定めるところにより、政府はその他の教育機関の設立、組織、活動について具体的に規定する。

第4章 教員

第1節 教員の職務と権利

第61条 教員

1. 教員は学校もしくはその他の教育機関において、授業や教育の任務を遂行する者をいう。

2. 教員は次の規準を満たさなければならない。

- a) よい資質、道徳、思想を有していること
- b) 教員としての専門的な能力について、十分な水準の訓練を受けていること
- c) 教員としての十分な健康を有すること
- d) 本人の履歴が明らかであること

3. 就学前教育、普通教育（小学校、中学校、高校）、職業教育段階における教員を教員と称する。大学および大学院段階における教員を講師と称する。

第62条 教授および准教授

教授および准教授は、大学および大学院で教育・訓練を行う教員の職名である。政府は、教授および准教授の職名の任免について、その規準と手続きを定める。

第63条 教員の任務

教員の任務は次の通りである。

1. 教育目標、原理、カリキュラムに基づいて教育および授業を行うこと。
2. 公民としての義務、および法律の規定や学校の条例を遂行する上で、よき模範となること。
3. 教員の質、威信、名誉を維持し、学習者の人格を尊重し、彼らを公平に扱い、その正当な権利と利益を擁護すること。
4. 道徳および専門的・職業的水準を向上させるため、不断の学習と鍛錬を行うこと。
5. その他の職務は、法律の規定に基づく。

第64条 教員の権利

教員は次のような権利を有する。

1. 専門分野の授業を行うこと。
2. 教育・訓練の水準を高め、専門家を養成すること。
3. 学校やその他の教育・研究機関において、そのカリキュラムや教育計画の定める条件を満たす限りにおいて、客員講師の招聘や科学研究を行う契約を結ぶこと。
4. 教育訓練省の定めるところにより、夏季休暇、旧正月休暇¹⁷、学期休暇をとること。
5. その他、法律が定める権利。

第65条 客員講師の招聘

1. 学校やその他の教育機関は、本法第61条第2項の定めるところにより、十分な基準を満たす者を招聘し、教授させることができる。
2. 客員講師は、本法第63条に規定された任務を遂行しなければならない。
3. 管理職や公務員が客員講師をする場合、本務校における職務に支障をきたしてはならない。

第66条 ベトナム教師の日

毎年11月20日をベトナム教師の日とする。

第2節 教員の訓練と養成

第67条 教員に必要な資格

1. 教員に必要な資格は次のように規定される。

- a) 就学前教育と小学校の教員は、中等師範学校の卒業資格を必要とする。
- b) 中学校の教員は、師範短大の卒業資格を必要とする。
- c) 高校の教員は、師範大学の卒業資格を必要とする。
- d) 文化、技術、職業訓練を担当する教員は、師範短大もしくはその他の短大の卒業資格を必要とする。職業訓練校の指導教員は、職業訓練校の卒業資格もしくは、高い技術をもつ芸能職、技術工、熟練労働者であることを必要とする。
- e) 中等職業学校の教員は、師範大学もしくはその他の大学の卒業資格を必要とする。
- f) 短大および大学の教員は、大卒以上の資格を必要とする。修士課程の教員は、修士学位以上の資格を必要とする。博士課程の教員は、博士学位を必要とする。

2. 教育訓練省は、資格を満たしていない教員の募集、養成、採用について規定する。

第68条 師範学校

1. 国は、教員および教育管理職の訓練・養成のために、師範学校を設立する。
2. 師範学校は、教員の採用、管理職の配置、インフラ整備、教育経費の面で優遇措置を受ける。
3. 師範学校は、寄宿施設あるいは附属学校・附属施設を有する。

第69条 短大および大学教員の養成

短大・大学教員の養成においては、大学を優秀な成績で卒業し、良い品性を備え、大学もしくは大学院の学位を有し、教育の実践経験を有し、教職に就いた後も専門分野や教職に関する学習の継続を希望する学生を優先的に採用する方式をとる。

第3節 教員に対する政策

第70条 専門分野・教職に関する研修

国は、教員の能力水準を高め、その標準化を図るため、専門分野および教職に関する研修を設ける政策をとる。

専門分野や教職能力を高めるための研修を受けた教員は、政府の定める給与と諸手当を受けることができる。

第71条 給与

1. 教員の給与は俸給表に基づき、国家公務員の俸給表の中で最も高い水準とする。
2. 教員は、政府の規定により、職業手当およびその他の諸手当を受ける。

第72条 特殊学校および経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の学校に勤務する教員および管理職に対する政策

1. 専門高校、才能学校、寄宿制普通民族学校、半寄宿制普通民族学校、大学予備級、障害者のための学校、少年院、その他の特殊学校に勤務する教員および管理職は、政府の定める手当および各種の優遇措置を受けることができる。

2. 経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の学校に勤務する教員および管理職は、各レベルの人民委員会によって住居手当が支給され、政府の定める手当および各種の優遇措置を受けることができる。

3. 国は、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域に、教員を異動させる政策をとる。すなわち、恵まれた地域の教員が、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の学校に異動することを奨励し、そのための優遇措置を講ずる。国は、このような地域において教員が安心して勤務できるように条件整備を行う。

第5章 学習者

第1節 学習者の任務と権利

第73条 学習者¹⁸

1. 学習者とは、国民教育制度における学校およびその他の教育機関に就学する者を指す。学習者の定義は次の通りである。

- a) 就学前教育機関に在籍する児童
- b) 普通教育機関および中等職業学校や職業訓練校に在籍する生徒
- c) 短大・大学に在籍する学生
- d) 大学院修士課程に在籍する学生
- e) 大学院博士課程に在籍する学生
- f) ノンフォーマル教育のプログラムを受ける学生

2. 本章の規定は、本条第1項のb, c, d, e, fに該当する学習者に適用される。

3. 本法の規定により、政府は就学前教育機関に在籍する児童の権利、およびこれに対する政策を規定する。

第74条 学習者の任務

学習者は次のような任務を有する。

1. 学校およびその他の教育機関のカリキュラムや教育計画に基づいて、学習および鍛錬の任務を遂行すること。

2. 学校およびその他の教育機関において教員、管理職、職員に敬意を払い、国の法律を遵守し、学校の内規・条例を実行すること。

3. 年齢、健康状態、能力に応じて、労働や社会活動に参加すること。

4. 学校およびその他の教育機関の財産を維持、保持すること。

5. 学校およびその他の教育機関の伝統づくりに貢献し、これを保持・発展させること。

第75条 学習者の権利

学習者は次のような権利を有する。

1. 学校およびその他の教育機関によって尊重され、平等な扱いを受け、自らの学習に関する十分な情報を提供されること。
2. 教育訓練省の規定により、年齢相当よりも前段階の教育を受けること。飛び級および短縮カリキュラムを受けること、原級留置を受けること。
3. 法律の規定により、学校およびその他の教育機関における各団体、社会組織の活動に参加すること。
4. 学校およびその他の教育機関において、学習、文化、体育・スポーツの各活動を行うための施設や手段を使用すること。
5. 直接あるいは間接の法的代理人を立てて、学校およびその他の教育機関に対し、学校の設立に貢献する方法、および学習者の権利や正当な利益を擁護するための提案を行うこと。
6. 優秀な成績で卒業し、道徳的にも優れている場合、国家公務員への採用において国から優遇を受けること。

第76条 公立の短大・大学に在籍する学生の義務

1. 公立の短大・大学を卒業し、国家間協定によるベトナムおよび外国の奨学金の支給を受けて外国の大学・大学院に進学する者は、一定期間、国が割り当てた職業に従事しなければならない。これを拒否する場合は、奨学金および学費を返還しなければならない。
2. 政府は本条第1項の規定に基づき、審査権を持つ国家機関が卒業生に義務づける就業期間、職場配置するまでの待機期間、奨学金および学費を返還する場合の金額について具体的に規定する。

第2節 学習者に対する政策

第77条 奨学金、社会的援助

1. 国は、職業教育機関や大学・大学院での学習・鍛錬において、可以上の成績を修めた学習者に対し、学習を奨励するための奨学金を支給する政策をとる。また、特待生、大学予備級、寄宿制普通民族学校、戦傷者や身体障害者のための職業訓練校に在籍する学習者に対して奨学金を支給する政策をとる。
2. 国は、社会福祉政策の対象者、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域の

少数民族、身寄りのない孤児、経済的に困窮している障害者、特別に困難な経済的状況にあって学習活動が困難な者に対し、各種援助や学費の減免措置などの政策をとる。

3. 師範分野の学校に在籍する生徒・学生、および教職研修を受ける者は、本条第1項および第2項の規定により、学費を免除され、奨学金の選考や社会的援助において優先的措置を受ける¹⁹。

4. 国は、法律の規定に基づき、組織や個人が学習者に対し奨学金を支給したり、社会的援助を行うことを奨励する。

第78条 特待生制度

1. 国は、大学および中等職業学校の入学者選抜において、地域における管理職および公務員の育成を図るために、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域における少数民族の子女に対して特待生制度を設ける。

2. 特待生制度を適用された者は、卒業後、特待生審査を行った国家機関による職場配置に従わなければならない。配置された職場での最短就業期間は、該当する地方各省の人民委員会が規定する。職業配置を拒否する場合は、奨学金および学費を返還しなければならない。

3. 特待生審査を行う機関およびその卒業生を受け入れる機関は、特待生制度に基づいてこれらを遂行しなければならない。特待生審査を行う機関は、特待生の卒業後の受け入れおよび職場配置について責任を有する。

第79条 教育融資

職業教育機関、大学および大学院に在籍し、経済的に困窮している者は、銀行から教育融資を受けることができる。

第80条 生徒・学生に対する公共サービスの無料・割引措置

生徒・学生は、医療、交通、娯楽などの公共サービスを受ける際、および博物館、史跡、文化保存地区などを見学する際に、政府の規定に基づき、無料あるいは割引措置を受けることができる。

第6章 学校、家庭、社会

第81条 学校の責任

学校は、教育目標や教育原理を達成するために、家庭や社会と積極的に協同する責任を有する。

第82条 家庭の責任

1. 父母もしくは保護者は、子女もしくは被保護者を養育・世話をする責任を有し、彼らが学習・鍛錬を行い、学校の各活動に参加するための条件を整備する。

2. すべての家族は、文化的な家庭を築く責任を有し、子女の道徳、知恵、身体的発育、審美眼の全面的発達を促す環境づくりをする責任を有する。また、成人は子女を教育し、その模範となり、学校と協力して教育の質と効果を高める責任を有する。

第83条 生徒の父母あるいは保護者の権利

生徒の両親あるいは保護者は次のような権利を有する。

1. 子女あるいは被保護者の学習・鍛錬の成果について、学校に情報提供を求めること。

2. 学校の計画に基づいて教育活動に参加すること。学校によって組織された、生徒の父母や保護者の諸活動に参加すること。

3. 法律に基づいて、子女や被保護者の教育に関連した諸問題の解決を、学校や教育管理機関に要求すること。

第84条 社会の責任

1. 国家機関、政治組織、政治・社会組織、社会組織、社会・職業組織、経済組織、人民軍の単位、およびすべての公民は次の責任を有する。

a) 学校が教育活動や科学研究を組織することを援助し、教員や学習者が社会見学、実習、科学研究を行うための条件を整備すること。

b) 学習活動や健全な教育環境を作ることに貢献し、青少年および児童に悪影響を及ぼす活動を排除すること。

c) 学習者が楽しく遊び、健全な文化活動や体育・スポーツを行うための条件整備を行うこと。

d) 自らの能力に応じて、教育事業に対し労働力、資金、資源を投入すること。

2. ベトナム祖国戦線委員会²⁰およびその委員が構成する組織は、教育事業に対する国民的関心を高める責任を有する。

3. ホーチミン共産青年団²¹は、学校と協力して青少年および児童を教育し、その団員を模範青年として、学習・鍛錬および教育事業の発展に参加させる責任を有する。

第85条 奨学基金、教育援助基金

国は、組織や個人が法律の規定に基づいて、奨学基金および教育活動の援助基金を設立することを奨励する。

第7章 国の教育管理

第1節 教育に関する国の管理内容および国の管理機関

第86条 国の教育管理内容

国の教育管理内容は次の通りである。

1. 教育発展のための戦略、プロジェクト、計画、政策を実現するための設計と指導。

2. 教育に関する法律文書の公布と組織化。学校条例の公布。その他の教育機関の組織と活動に関する規定の公布。

3. 教育の目標、カリキュラム、内容に関する規定。教員の規準。学校の施設・設備に関する規準。教科書の編纂、出版、発行。試験や学位授与に関する規定。

4. 教育管理機構の組織化。

5. 教員や教育管理職の訓練、養成、管理に関する組織化と指導。

6. 教育事業を発展させるための各資源の動員、管理、利用。

7. 教育分野における科学技術研究活動の組織化と管理。

8. 教育の国際交流の組織化と管理。

9. 教育事業に多大な功績を残した人への名誉称号の授与に関する規定。

10. 教育に関する法律の執行状況の調査・検査。陳情の処理。教育に関する法律に違反した行為の告訴と処理。

第87条 国の教育管理機関

1. 政府は国による教育管理を統一的に行う。政府は、全国民の学習する権利と義務に影響を及ぼす基本方針を決定する前に、およびあらゆる教育段階のカリキュラムの内容に関する改革方針を決定する前に、これらの議案を国会に提出しなければならない。また、政府は教育活動や教育予算の執行について、国会に年次報告を行う。

2. 教育訓練省は、政府に対し、国の教育管理を遂行する責任を負う。

3. 各中央省庁、およびこれに準ずる機関、政府直属の機関は、政府の規定により、国の教育管理に責任を負う。

政府は、各中央省庁、およびこれに準ずる機関、政府直属の機関が、教育訓練省と連携して国の教育管理を統一的に実施する際の責任について、具体的に規定する。

4. 各レベルの人民委員会は、政府の規定により、地方における国の教育管理を遂行する。

第2節 教育投資

第88条 教育投資のための財源

教育投資のための財源は、次の通りである。

1. 国家予算。

2. 授業料。学校・教室建設のための拠出金。各教育組織がコンサルタント、技術移転、生産活動、ビジネス、サービスなどの諸活動によって得た収入。その他、法律の規定による、国の内外の組織や個人からの経済援助²²。

第89条 国の教育予算

1. 国は教育への予算配分を最優先し、教育事業の発展需要に応じて、教育への予算配分を漸増することを保障する。

2. 国の教育予算は、公開制および民主集中の原則²³に基づき、教育の規模、地域の経済・社会的発展状況に応じて配分される。また国は、経済・社会的に特別に困難な状況にある地域に対して優遇政策を実施する。

3. 財政に関連する機関は、学年度²⁴の進行に対応して、教育経費を十分かつ適時に支給する責任を有する。教育管理機関は、法律の規定に基づいて、配分された教育予算や他の収入を管理し、効果的に使用する責任を有する。

第90条 学校建設への優先的投資

各中央省庁、およびこれに準ずる機関、政府直属の機関、各レベルの人民評議会や人民委員会は、学校の建設および教育の一環としての体育・スポーツ、文化、芸術施設の整備案件を、国土利用プロジェクト・計画、および基礎工事計画として具体化する責任を有する。また、これらの機関は、その経済・社会発展計画において、学校および寄宿舎建設への投資を優先する責任を有する。

第91条 教育投資の奨励

1. 国は、組織や個人が教育に拠出・援助を行うための条件整備を促進する。企業による教育への拠出・援助額は、企業の必要経費とみなされる。企業や個人による教育への拠出額は、政府の規定により、課税対象からは除外される。

2. 経済団体が、学校や研修所の設立、学校や科学研究院との協同研修、研修生の派遣、自らの需要に応じる新しい技術の導入を行う際の費用は、生産・経営・サービス上の経費としてみなされる。

3. 学校、その他の教育団体は、土地の使用権、資金の融資、税金の減免に関して、政府の規定による優遇措置を受けることができる。

4. 組織や個人が、教育のための建設工事に投資する際、および教育事業発展のための資金援助もしくは現物援助を行う際は、適切な形式に基づいた監査と認可が行われる。

第92条 授業料、入学金、学校設立のための拠出金

1. 授業料および入学金は、学習者の家族あるいは学習者本人が、各教育活動を保障するために拠出するものである。公立小学校では授業料を徴収しない²⁵。

政府は、あらゆる形態の学校およびその他の教育機関における授業料の体系、その徴収と活用の仕組み、社会福祉政策の対象者や貧困層に対する授業料の減免措置について、一律主義によらない方法によって規定する。

地方各省の人民評議会は、地方各省が管轄する学校とその他の教育機関における授業料および入学金の徴収に関し、政府の授業料体系および省の人民委員会の提案に基づいて、具体的に規定する。

教育訓練省と財政省は、中央政府が管轄する学校およびその他の中央直属の教育機関における授業料と入学金の徴収と活用について、政府の授業料規定に基づいて指導

を行う。

2. 各レベルの人民評議会は、その地方における教育発展需要、経済状況、人民の教育拠出能力に基づき、学校や学級を設立する際の拠出額について、人民の意見や人民委員会の提案に従って規定する。

第93条 教科書の出版、教育用具および玩具の製造に関する税制上の優遇

国は、教科書や副教材の出版、教育設備・教育用具・幼児向け教育玩具の製造と提供、学校およびその他の教育機関で用いられる教育関連の本・新聞・資料・用具・研究設備の輸入に関し、税制上の優遇政策をとる。

第3節 教育の国際関係

第94条 教育の国際関係²⁶

国は、独立、国家主権、平等、相互利益を尊重する原則に基づき、教育の国際関係を拡大・発展させる。

第95条 外国との教育協力の奨励

1. 国は、ベトナムの学校およびその他の教育組織が、教育・学習・科学研究において、外国の組織や個人および外国に在住するベトナム人と協同することを奨励し、その条件整備を行う。

2. 国は、自己負担、国内の組織・個人による援助、外国の組織・個人による援助のいずれかの方法によって、ベトナム公民が学習、教育、研究、学術交流の目的で外国に渡航することを奨励し、その条件整備を行う。

3. 国は、祖国の建設・防衛に貢献するため、十分な資格、道徳、能力を有する人材を、主要な職業分野および学問分野について学習・研究させる目的で、外国に派遣するための予算措置を講ずる。

第96条 外国からの教育協力の奨励

1. 国は、外国の組織・個人、国際組織、外国に在住するベトナム人が、ベトナムにおいて教育、学習、投資、援助、協同、科学の応用、技術移転を行うことを奨励し、条件整備を行う。また、上記の組織・個人の法的権利および利益は、ベトナムの法

律およびベトナム政府が締結あるいは参加した国際条約によって、保護される。

2. 外国に在住するベトナム人、およびベトナム国内における外国の組織、個人、国際組織が行う研修協力、学校その他の教育機関の設立については、政府が定める。

第97条 外国で取得した卒業証書（学位）の認定

1. ベトナム人が外国で取得した学位の認定は、教育訓練省の規定、およびベトナム政府が締結あるいは参加した国際条約の規定に基づいて行われる。

2. 教育訓練大臣は、諸外国および各国際組織が発行する学位と国内の学位の同等性を保障する協定を結ぶ責任を有する。もしくは、諸外国および各国際組織が発行する学位との相互認定を行う責任を有する。

第4節 教育監査

第98条 教育監査

教育監査は、教育に関する専門的監査である。

教育監査の組織と活動については、政府が規定する。

第99条 教育監査の任務

教育監査は、次のような任務を有する。

1. 教育に関する法律執行の監査。

2. 教育目標の達成度、教育計画、カリキュラム、教育内容、教育方法の実施に関する監査、専門分野に関する規定の監査。試験および学位や修了証の授与規定に関する監査。各教育機関における質保証の必要条件に関する諸規定の実施に関する監査。

3. 教育活動に関する陳情・告発の処理について、その問題点を明確にし、結論を下し、建議すること。教育に関する法律違反を処理する審査権を持つ国家機関に対し、建議すること。

4. 教育に関する法律の執行を保障する建議。教育に関する国の諸政策と規定についての改正・補足の提案。

第100条 教育監査の権限

教育監査には、次のような権限が与えられる。

1. 監査に直接関係する重要な問題について、当事者や関係者に対し、資料や証拠の提供および回答を要求すること。
2. 監査記録を作成し、違反行為の処理方法を建議すること。
3. 法律の規定に基づき、違反行為を阻止・処理するための方法を実行すること。

第101条 教育監査の責任

教育監査には、次のような責任が伴う。

1. 監査の決定通知と監査人証明書を提出すること。
2. 監査を正確な手順と手続きによって執行し、通常のエデュケーション活動を妨害したり、教員や学習者の合法的利益に損害を与えることがないようにすること。
3. 監査結果と解決方法の建議について、監査結果の審査権をもつ機関に報告すること。
4. 法律を遵守し、すべての監査行為と決定事項について、審査権を有する国家機関に対して責任を負うこと。

第102条 監査を受ける者の権利

教育監査を実施する際、監査を受ける者は次のような権利を有する。

1. 監査人に対し、監査の決定通知と監査人証明書の提示、および監査に関する法律の正確な執行を要求すること。
2. 監査結果の審査権をもつ国家機関、および監査人の行為や監査結果に対して、異議を唱える根拠がある場合、陳情・告訴・起訴を行うこと。
3. 監査団もしくは監査人によって行われた、法律の誤った対処方法によって生じた損失について、賠償要求をすること。

第103条 監査を受ける側の責任

教育監査を実施する際、監査を受ける側は次のような責任を有する。

1. 監査団や監査人からの要求を実行すること。
2. 監査人が任務を遂行するための条件整備を行うこと。
3. 法律の規定に基づき、監査団・監査人の決定事項を執行すること。

第8章 褒賞および罰則

第104条 人民教員、優秀教員の称号授与

十分な基準を満たす教員、教育管理職、教育研究管理職には、法律の規定に基づき、国から人民教員、優秀教員の称号が授与される。

第105条 教育に貢献した組織・個人に対する褒賞

教育事業に多大な貢献をした組織および個人には、法律の規定に基づき、褒賞が与えられる。

第106条 学習者に対する褒賞

学習・鍛錬において優秀な成績を修めた学習者には、学校、その他の教育機関、教育管理機関から褒賞が与えられる。特別に優秀な成績を修めた学習者には、法律の規定に基づいて褒賞が与えられる。

第107条 名誉博士号の授与

国際的威信を有する政治・社会活動家、ベトナムの教育・科学事業に多大な貢献をした外国在住のベトナム人教員・科学者・外国人に対し、政府の規定に基づき、大学から名誉博士の称号が授与される。

第108条 罰則

次の行為にあてはまる者はいずれも、違反の性質と程度に応じて、規律違反、行政処分、もしくは刑事責任の追求、法律の規定に基づいた損害賠償の対象となる。

1. 違法の教育機関を設立すること。
2. 学校、その他の教育機関の組織・活動に関する規定に違反すること。
3. 教育カリキュラムに規定された学科目数や教育内容を恣意的に増減すること。教育内容を歪曲すること。
4. 違法の教科書を出版・印刷・発行すること。
5. 調書を偽造したり、入学者選抜、試験、学位や修了証書に関する規定に違反すること。
6. 教員の品性・身体を冒瀆したり、学習者を虐待・酷使すること。

7. 学校、その他の教育機関を混乱させ、安全や秩序を侵すこと。
8. 目的に反して教育経費を使用し、浪費すること。規定に反する資金集めの目的で教育活動を利用すること。
9. 学校、その他の教育機関のインフラに損害を与えること。
10. 教育に関する法律に違反するその他の行為。

第9章 施行に関する条項

第109条 本法の施行

本法は、1999年6月1日より発効となる。

本法に反する従来の規定は、すべて失効する。

第110条 施行に関する指導

本法の施行に際し、政府はその細則について指導する。

本法は、1998年12月2日、ベトナム社会主義共和国第10期国会第4会期において可決された。

国会議長

ノン・ドウク・マイン

注

- 1 原語表記は「人民武装勢力」。ベトナムでは現在も徴兵制がとられ、高校、大学では軍事訓練が正式単位として義務づけられている。
- 2 1992 年憲法第 35 条「教育の目標は、公民の人格、道徳、能力を形成・養育することである。また、技術と積極性と創造性を有し、民族の自尊心と道徳を備え、民を富ませ国を強くするために貢献する意志を持ち、祖国建設と防衛事業の要求を満たすような労働力を作り出すことである。」による。
- 3 1991 年 6 月に開催された第 7 回共産党大会では、「党の思想的基盤、行動の指針」として、従来のマルクス・レーニン主義に並置される形で、ホーチミン思想が党規約に明記された。現行憲法である 1992 年憲法第 4 条には、「ベトナム共産党は、(中略)マルクス・レーニン主義とホーチミン思想に基づいて、国家と社会を指導する勢力である」と明記されている。その定義は様ではないが、古田元夫は、①マルクス・レーニン主義の創造的適用、②ベトナム国家を人類文明の中に位置づけること、③ベトナムの文化的伝統に根付いた社会主義、の 3 点を挙げている。(古田元夫(1996)『ベトナムの現在』講談社現代新書、pp.108-126)
- 4 ベトナム語の正書法は、「クオック・ゲー」(国語)と呼ばれ、通常のアルファベットと補助符号からなる。
- 5 原語表記は「希望教育」。
- 6 1992 年憲法第 59 条「(中略) 小学校段階は義務教育であり、授業料は無料である。」による。
- 7 原語表記は「基礎中学校」。
- 8 原語表記は「普通中学校」。
- 9 ベトナムの行政単位は、中央レベル、省および中央直轄市からなる省レベル、県、市、区(中央直轄市のみ)からなる県レベル、町村レベルの 4 段階に分かれている。
- 10 ベトナムの場合、短大(原語表記は「高等学校」)課程とは、独立の短大だけでなく、一般の大学に開設されている短期履修課程も含む。
- 11 修士、博士の原語表記はそれぞれ「碩士」、「進士」。いずれも、王朝時代の科挙試験に起源をもつ。
- 12 ここでいう科学研究院とは政府直轄の研究機関群である国家科学院と国家社会科学院を指す。詳細は、デイヴィッド・スローパー、レ・タク・カン編著(大塚豊監訳)(1998)『変革期ベトナムの教育』、東信堂、pp.143-167 を参照。
- 13 1992 年憲法第 36 条「国は、就学前教育、普通教育、職業教育、大学・大学院教育、および小学校教育の普及、文盲の撲滅などにわたって、教育制度の均衡的發展を図る。また国は、国立学校、私立学校、その他の教育形態の發展を図る。」による。
- 14 たとえば、外務省が管轄する国際関係学院、海上気象局が管轄する海上気象幹部学校などがある。大学レベルでも、有力省庁は独自の単科大学を管轄しており、幹部

職員の養成を行っている。

15 1992年憲法第36条「(前略)国は、山岳地域、各少数民族の居住地域、特別に困窮している地域の教育発展を保障するための優先政策を実行する。」による。

16 1992年憲法第59条「(前略)国や社会は、特別な能力を有する生徒に対し、その才能を伸ばすような学習条件を提供する。」による。専門高校の代表例としては、ハノイ市のチュ・ヴァン・アン高校、アムステルダム高校、ホーチミン市のレー・ホン・フォン高校などがある。専門高校では、数学や外国語の授業が多く行われており、入学試験も一般の高校とは別の日に行われる。

17 いわゆる約1~2週間のテト休暇(2月初旬前後)を指す。

18 教育段階別の学習者の原語表記は次の通り。就学前教育は「児童」、普通教育・中等職業教育は「学生」、短大・学士課程は「生員」、修士課程は「學員」、博士課程は「研究生」、ノンフォーマル教育課程は「學員」。本文では日本の教育制度で用いられる通称に置き換えた。

19 1996年12月に開催された共産党第8期中央委員会総会第2回会議での開会基調演説において、ド・ムオイ書記長(当時)は、「(前略)中央委員会は、教育公務員の給与水準を見直し、優秀な学生の教職選択を奨励するような政策を実行し、教員が遠隔地域で働くことを奨励するために必要な諸手当を整備し、国民に文化の光を与えることが必要である。」と述べている。優秀な教員の確保は、国家の緊急かつ最重要課題である。

20 1992年憲法第9条によって、人民政権の政治的基礎と位置づけられている。人民の法的権利を保護・奨励し、国家機関・議員・国家公務員の活動を監視することを目的としている。鈴木康二編(1999)『ベトナムの事典』同朋舎、pp.183-184。

21 1992年憲法第36条「(前略)ホーチミン共産青年団をはじめとする各人民団体、各社会組織、各経済組織、家庭および学校は、青少年および児童の教育に責任を有する。」による。同団体は、15~18歳のベトナム労働青年男女によって構成され、党の指導下で活動する大衆組織。青年の利益代表として祖国戦線の構成員となっており、各学校単位で組織されている。鈴木康二、前掲書、p.322。

22 1992年憲法第36条「(前略)国は、教育に対する投資を優先し、多様な投資財源の確保を奨励する。」による。近年のベトナムでは、公教育予算の逼迫により、各教育機関の自主財源確保が奨励されている。

23 社会主義国の政治原理である民主主義的中央集権制。民主主義の原則と中央集権主義の原則を統一した概念であり、上級機関の決定に対する絶対的服従が求められる。

24 ベトナムの学年暦は2学期制で、テト休暇をはさんで1学期と2学期に分けられる。1学期は9月から翌年1月まで、2学期は2月から5月までとなっている。

25 公立小学校では授業料は徴収されないが、教科書や諸雑費などは各自の負担である。

26 1992年憲法第43条「国は、文化、情報、文学、芸術、科学、工業、教育、医療、体育・スポーツの各領域において、国際交流・協力を拡大する。」による。

訳者あとがき

このベトナム 2005 年教育法の翻訳作業は、1998 年教育法と比較対照する方式で行いました。すなわち、1998 年教育法と比較して、今回新たに削除された部分、変更された部分、追加された部分を特定化し、この部分を中心に 1998 年教育法を上書き修正・追加する方式で作業を進めました。まず上記の比較対照と特定化作業を東京大学大学院総合文化研究科在学中の勢村かおり氏が担当し、近田が該当部分の内容を再点検した上で、ベトナム語から日本語に訳出しました。勢村氏はベトナムにおけるノンフォーマル教育・生涯教育の課題に取り組んでいる気鋭の若手研究者です。

実際に翻訳してみてわかったことは、予想以上に変更された部分が多く、部分的な改訂ではなく、内容全体にわたる大幅改正だということです。さらに、翻訳作業を進める上で、訳者自身がかつて行った 1998 年教育法の翻訳ミスをいくつか発見したため、あらためて 98 年教育法も総点検し、修正版を付録として収録することにしました。両教育法の比較については第 45 回日本比較教育学会（2009 年 6 月）において共同研究発表（近田政博・勢村かおり「ベトナムにおける 2005 年教育法と 98 年教育法の比較考察－教育の質を法律によってどう担保するか）を行う予定です。

1998 年教育法は、社会主義体制下において各種規則や規定によっていわば「場当たりの」に施行されてきた教育法規をいかに体系化するか、および市場経済化という大きな方向の中で教育普及をどのように促進するかに主眼を置くものでした。これに対し、2005 年教育法はすでに一定程度普及した教育の質や水準をどのように高めるかという性格が色濃くなっています。今日のベトナムにおいて、市場経済化は必ずしも教育活動の質を高める方向に機能するとは限らず、むしろ短期的に見れば教育現場の混乱や質の低下を引き起こすことも少なくありませんでした。こうした中で、2005 年教育法は教育上の管理、任務、資格要件、監査などを強化し、とくに各教育段階のカリキュラムや民立学校・私立学校に関する規定の整備を重点的に行っています。誤解を恐れずに言えば、ベトナム教育は市場経済化という大き

な流れの中で、規制緩和・量的拡大から規制強化・質の改善へと方向転換がなされたと指摘できましょう。2005年教育法はベトナム教育の転換点を示すものとして重要な意味を持っています。

本教育法の日本語翻訳が遅れたことで、多くの関係者の方々にご不便をおかけしました。この仕事はベトナムの教育を専門とする比較教育学者の仕事として大変名誉なことですが、同時に、諸般の事情により予定よりもだいぶ遅くなってしまいました。翻訳上の不備がありましたら、それはすべて近田が責任を負うものであり、お知らせいただければ幸甚です。本書がベトナム研究者や教育援助の専門家の方々に少しでもお役に立てれば幸いです。

2009年5月吉日

近田 政博

訳者略歴

近田 政博 (ちかだ まさひろ)

名古屋大学 高等教育研究センター 准教授

1967年 愛知県豊橋市生まれ

1995年 名古屋大学大学院教育学研究科博士後期課程修了、同教育学部助手。1998年 名古屋大学高等教育研究センター専任講師。2003年 同センター助教授、2006年 同大学院教育発達科学研究科高等教育学講座を兼担、2007年より現職。

博士 (教育学、2003年、名古屋大学)

専門分野

比較教育学、高等教育学

主な研究業績

共著書『成長するティップス先生』玉川大学出版部、2001年

単著書『近代ベトナム高等教育の政策史』多賀出版、2005年

英語訳書『研究指導を成功させる方法－学位論文の作成をどう支援するか』（リチャード・ジェームス、ガブリエル・ボールドウィン著）、ダイテック（オンデマンド印刷）、2008年 他

翻訳協力者

2005年教育法 作業補助

勢村かおり (せむら かおり)

東京大学大学院総合文化研究科 博士課程1年

1998年教育法 監修

ヴォ・ヴァン・セン (Vo Van SEN)

ホーチミン市国家大学 社会人文科学大学・学長

ベトナム 2005年教育法

2009年6月22日初版発行

訳者：近田 政博

chikada@cshe.nagoya-u.ac.jp

研究室 tel:052-789-5692

発行：株式会社ダイテック

ISBN 978-4-86293-042-2